

平成24年度

農地白書

ダイジェスト(鳥取県)版

農地の見える化！
見つける・見抜く・見きわめる



表紙写真

背丈を越えるシカ防護柵の赤いポールがまぶしく映る。まさに「農地荒廃」の警告標識だ。その影響は計り知れないものがある。(八頭町姫路)

編集・発行 鳥取県農業会議

農地白書ダイジェスト（鳥取県）版の活用にあたって

「農地白書」は、平成23年度に“農地を守り活かす全県運動”（鳥取県農業委員会系統組織提唱）を立ち上げ、その取組みの一環として「見える化」をめざすものである。見える化は、真の姿が「見えていたか、見ようとしていたか」、見えないものをどのように「見える・見せるものにするか」であり、農地の本質的課題とその解決の糸口を見出すためには不可欠である。

いま、農業は高齢化や担い手不足等が進行し「このままでは、農地は荒廃し、地域や集落は崩壊してしまうのではないか」という危機に直面している。さらに、農業者の世代交代や関係機関・団体の広域化が進行し、地域の生き字引的存在の人が少なくなってきているなか、「見える化」はきわめて重要となっている。

そこで、農地にかかる諸問題を様々な角度からありのままを見つけるとともに、農声をより深く広く把握・発信するため、「農地白書」（県版：農業会議、市町村版：農業委員会）を毎年、定期刊行とすることとした。

本書（県版）が農業委員会活動のさらなる取組みと関係機関・団体の連携強化、国民的議論展開の一助になれば幸いである。

ご指導・ご協力を頂いた関係者に心からお礼を申し上げます。

平成24年11月

鳥取県農業会議

会長（編集長） 川上 一郎

市町村農業委員会・農業会議の概要（囲みは鳥取県状況、赤字は農地白書根拠）

農業委員会

農業会議

根拠法

農業委員会等に関する法律（昭和26年制定）

農業委員会等に関する法律（昭和26年制定）

組織

市町村に設置されている行政機関
（選挙・選任委員で構成する合議体の行政委員会）

都道府県の区域に設置された法律法人
昭26 都道府県農業委員会⇒昭29 農業会議

構成

選挙による委員と選任による委員（非常勤）
定数 406人（10人「若桜町」～47人「鳥取市」）
うち選任委員 92人（22.7%）
（19市町村農業委員会、平成24年8月1日現在）

- | | |
|------------------|-----|
| ①市町村農業委員会の会長 | 19名 |
| ②農協中央会の会長、副会長、理事 | 1名 |
| ③農業共済組合連合会の理事 | 1名 |
| ④信用農協連合会からの推薦者 | 1名 |
| ⑤農業改良発達団体からの推薦者 | 3名 |
| ⑥農業に関し学識経験者 | 8名 |

役割（所掌業務）

- ①農地法等規定に基づく許認可に係る事務処理
 - ◆農地法及びその他の法令によりその権限に属された農地等の利用関係の調整に関する事項
 - ◆農業経営基盤強化促進法等
- ②地域農業振興を図る促進業務（農業振興業務）
 - ◆農地等の確保、利用集積等の効率的な利用促進に関する事項
 - ◆法人化その他農業経営の合理化に関する事項
 - ◆生産・経営・生活に関する調査研究と情報提供
- ③農業・農業者に関する意見の公表、建議及び答申
- ◆農業・農民に関する事項について意見の公表、建議及び諮問に応じて答申

- ①農業・農民に関する建議、諮問答申
- ②農業・農民に関する情報提供
- ③農業・農民に関する調査・研究
- ④農業委員会の委員等の講習・研修
- ⑤左記②（農業振興業務）に関する農業委員会への助言その他の協力

目 次

農地白書の活用にあたって (表紙の内面)
市町村農業委員会・農業会議の概要

第1部【機能編】農地の基本的価値	1	第3部【労働編】農業就労(人)の姿	12
◆①「食料供給」機能		1 農業就業者の状況	
図1-1 農業産出額の推移		図2-1 農家類型別割合	
図1-2 農産物販売額の推移		図2-2 基幹的農業従事者数	
◆②「就業創出(地域活力)」機能		図2-3 農業者の男女別年齢別 構成割合	13
図2-1 農業就業人口の推移		図2-4 新規就農者の推移	
図2-2 産業別就業者の割合(平22)		図2-5 認定農業者の推移	
◆③「環境保全」機能	2	2 地域・集落営農の状況	14
図3-1 農業の多面的機能の貨幣評価(鳥取県)		図2-6 農業生産法人の推移	
図3-2 農業の多面的機能の貨幣評価(全国)			
第2部【農地編】農地基盤・利用の姿	3	第4部【組織編】 関係機関・団体の役割分担	15
◆遊休農地の発生要因		1 農業委員定数及び地域担当制	
図4 遊休農地の要因分析		図2-7 農業委員数の推移	
◆農業の基盤条件		2 女性農業委員数と割合	
図5 県内土壌種マップ		図2-8 女性農業委員数と割合の推移	
図6 農業地域類型別の面積割合	4	3 農業委員会事務局体制の状況	16
1 農地面積と整備の状況	5	図2-9 事務局職員数の推移	
図7 農地(面積)の推移		4 農地利用集積円滑化団体	
図8 農地整備の状況		図3-0 農地利用集積円滑化団体の 設置状況	
図9 農地筆数及び1筆平均面積	6		
2 農地利用・整備計画指定の現況	7		
図10 農業振興地域「農用区域」の割合		第5部【特集編】 農業委員会系統組織活動の実績	17
図11 中山間地域直接支払協定数及び面積の状況		1 農政活動トピックス	
3 農地の利用状況	8	2 市町村農業委員会の主な建議事項	18
図1-2 営農類型別農地利用面積と農地利用率 の推移		3 プロジェクト活動の概要	19
4 農地流動化・農地集積の状況		PT1 県内の農地転用の実態	
図1-3 農地流動化の推移		PT2 不在村地主所有農地の調査結果	20
図1-4 農地の賃借の推移	9	PT3 農の雇用事業実施の調査結果	21
図1-5 農地賃借料の状況		PT4 担い手の農作業安全管理調査	22
5 遊休農地の状況	10	PT5 「TPP問題を考える」アンケート	23
図1-6 遊休農地の区分別面積と割合の推移		〈付〉	
図1-7 農家類型別遊休農地面積の推移		農業委員会系統組織の体系(裏表紙の内面)	
図1-8 遊休農地解消後の利用状況		鳥取県の風土 (裏表紙)	
6 農地転用の状況	11		
図1-9 農地転用面積の推移			
図2-0 農地保全管理・水張水田の状況			

第1部
機能編

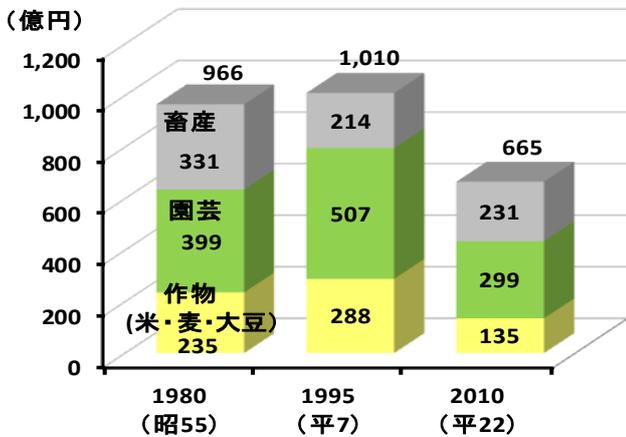
農地の基本的価値

～「食料供給・就業創出・環境保全（3機能）」の発揮～

①「食料供給」機能

図1-1 農業産出額の推移
～各部門の均衡が崩れ、産出額も低下傾向～

作物・園芸・畜産の割合は、昭和40年代の各3分の1から、近年の20:45:35と不均衡。総算出額も35%低下。本県の基幹産業と食料供給力（食料自給率）の脆弱の警鐘である。

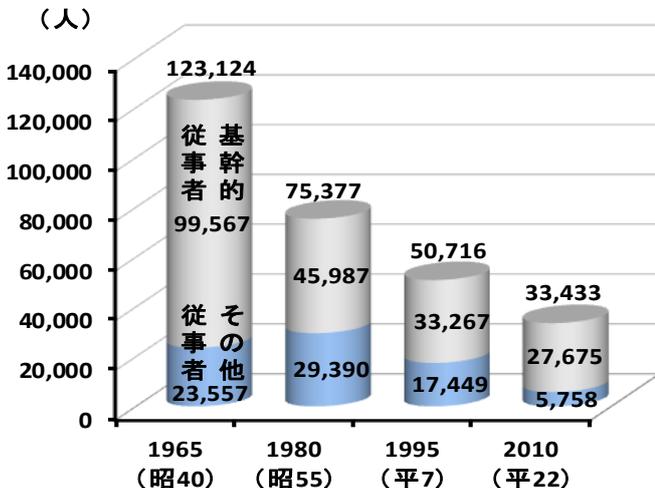


資料：農林水産省「生産農業所得統計」

②「就業創出(地域活力)」機能

図2-1 農業就業人口の推移
～就業者は半世紀で73%減、地域活力に影響～

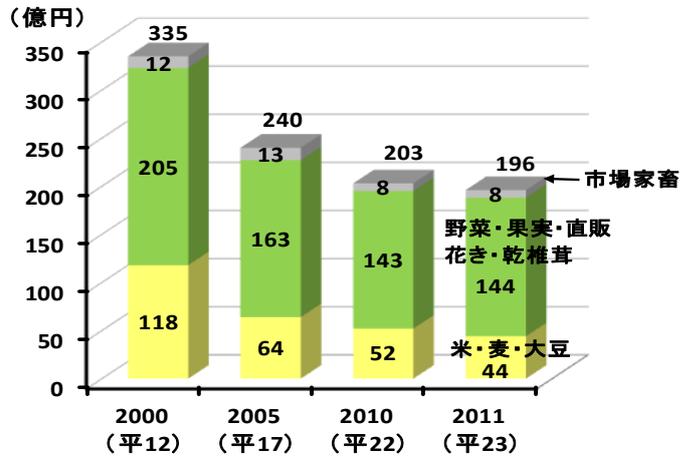
基幹的農業者は3分の1、その他農業者は4分の1に激減。主因は機械化などの省力化と高齢化によるリタイアなど。課題は担い手育成。



資料：農林水産省「農林業センサス」

図1-2 農産物販売額の推移
～10年間に139億円減少、供給力低下に懸念～

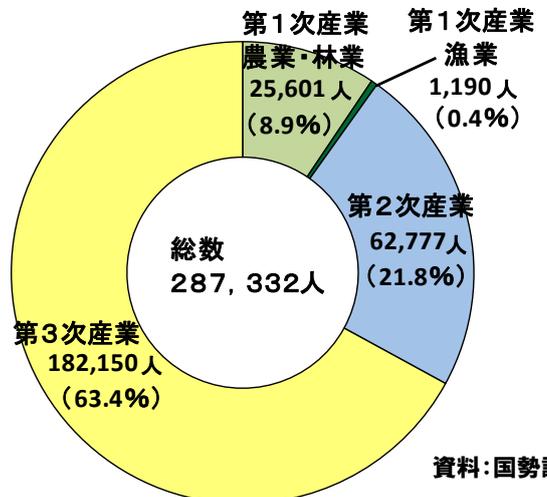
技術度の高い二十世紀等の果樹や生産調整作物の米を中心に激減。販売方法の多様化による減少もあるが、食料供給力の弱体化が課題。



資料：JA全農とっとり「販売取扱」

図2-2 産業別就業者の割合(平22)
～農業は、就業者26千人の基幹的産業～

農業・林業(農業が主体)の就業者は26千人(総就業者の8.9%)で基幹的産業の地位を堅持。高齢者・主婦等の働き場として重要。



資料：国勢調査

(注1) 農業就業人口とは、農業のみに従事した世帯員及び農業と兼業の双方に従事したが、農業従事日数の方が多し世帯員

(注2) 基幹的農業従事者数とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事の主」の者

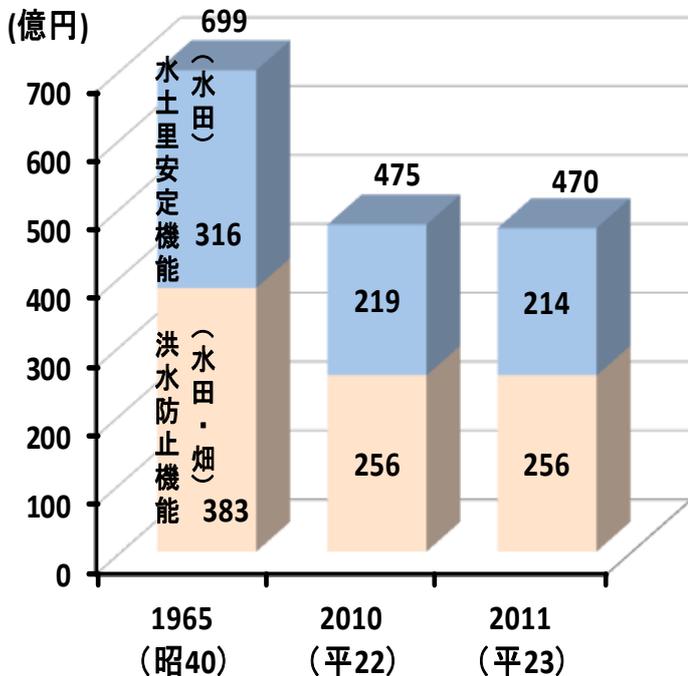
③「環境保全」機能

図3-1 農業の多面的機能の貨幣評価(鳥取県)

【鳥取県】

～評価額 470 億円(保健・休養分除く)を再認識～

農業の多面的機能貨幣評価は470億円(保健・休養額を除く)で農業産出額の約70%に相当。農業のもつ機能を再認識すべき価値である。しかし、半世紀の間に230億円減少。その主因は水田面積(水稲作)の減少が大きく、**米は日本の基礎的農作物であり、日本型食生活の基本的食料としての米消費拡大のあり方が背景課題**となっている。



資料：日本学術会議、(株)三菱総合研究所「農業の多面的機能の貨幣価値」(平成13年)を基に、鳥取県内耕地面積に換算したものの。

(注1) 洪水防止機能評価額 = $\frac{\text{全国洪水防止機能評価額}}{\text{全国田畑面積}} \times \text{市町村田畑}$ * (73万円/ha)

全国洪水防止機能評価額
全国田畑面積

(注2) 利水安定機能評価額 = $\frac{\text{河川流況安定機能} + \text{地下水かん養} + \text{土砂崩壊防止} + \text{気候緩和} + \text{土壌浸食防止}}{\text{全国水稲面積}} \times \text{市町村水稲面積}$ * (90.3万円/ha)

河川流況安定機能+地下水かん養+土砂崩壊防止+気候緩和+土壌浸食防止
全国水稲面積

(注3) 保健等機能は、算定困難なため除外

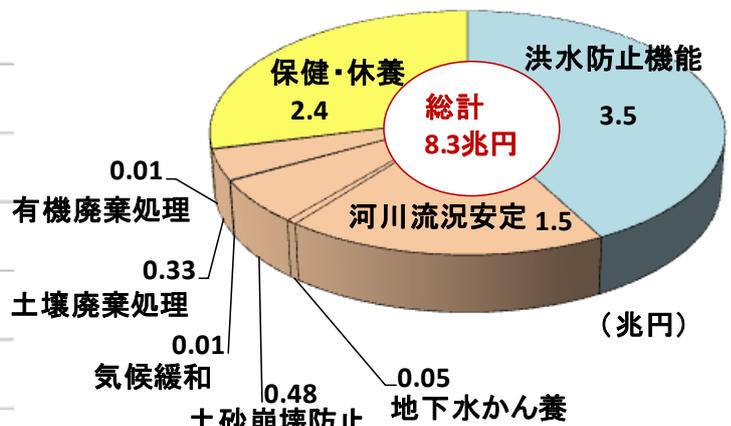
図3-2 農業の多面的機能の貨幣評価(全国)

【全国】

～評価総額は 8.3 兆円(農業予算の約2倍)～

全国の農業多面的機能の評価額は、下図のとおり、洪水防止機能(田畑のもつ貯水能力)が全体の42%を占め、次いで下水汚泥等の農地還元や保健・休養(農村地域への旅行支出額など)が29%、河川流況安定(水田の灌漑用水の還元能力など)が18%、その他水・土・里安定(地下水涵養、土砂崩壊防止など)が11%である。

農業に対する「対価」として多面的機能直接支払い等の拡充が重要である。



資料：農林水産省「農業の多面的機能の貨幣評価」

用語解説

「農業の多面的機能」

農産物以外に、生産活動によって社会に役立つ有形・無形の価値が生まれるもの。環境保全機能や安らぎ機能、社会文化的機能、経済維持機能など。

(注4) 農業の多面的機能の評価方法(全国)

機能	評価方法	
洪水防止	田畑の貯水能力を評価	
水	河川流況安定	水田灌漑用水の還元能力
	地下水かん養	水田地下水かん養量を評価
土	土砂崩壊防止	土砂崩壊の水田抑止力
	気候緩和	水田気温低下効果(-1.3℃)
里	土壌浸食防止	農地耕作の土壌浸食防止
	有機廃棄処理	下水汚泥等の農地還元分
保健	保健・休養	農村地域への旅行支出額

第2部 農地編

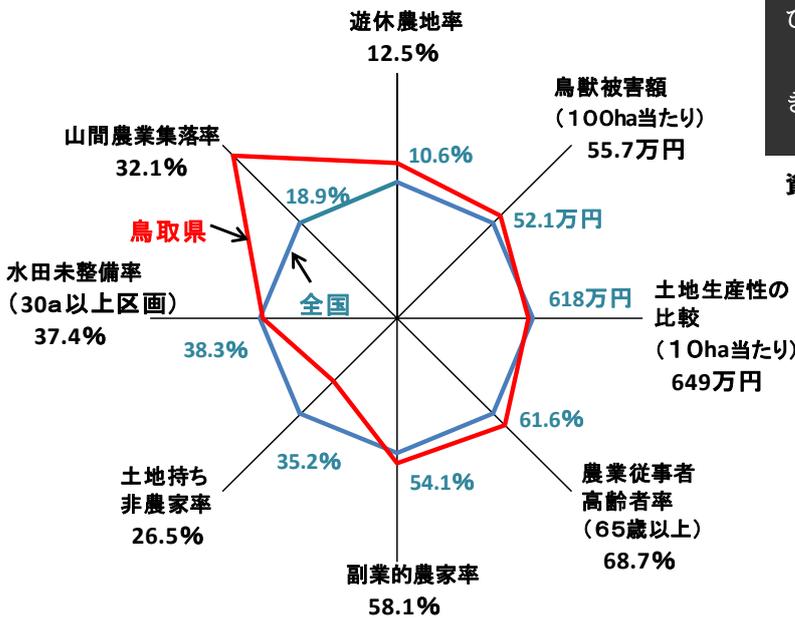
農地基盤及び利用の姿

～農地の確保「遊休農地対策」と農地利用集積の促進～

遊休農地の発生要因

図4 遊休農地の要因分析 ～遊休農地率は12.5%となり、もはや社会的課題～

遊休農地率は12.5%と全国平均10.6%を上回っている。その主因は、全国平均を指標に分析した結果、本県の山間集落率が32%と全国平均18.9%を上回っており、市町村によっては生産基盤となる地形の不利条件が大きく影響していると考えられる。その他、高齢化や鳥獣被害などは以前と深刻、土地持ち非農家率も26.5%と全国より8.7%低い。これら**複数の要因を地域ごとに分析し、総合的かつ具体的な対応策が必要**である。



用語解説 「耕作放棄地」 この数年の間に再び耕作する考えのない農地(農林センサス用語)

「遊休農地」 耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(農地法)

資料：①遊休農地の割合＝

耕作放棄地面積／経営耕地面積＋耕作放棄地面積
*農林水産省「2010世界農林業センサス」

②鳥獣被害額(100ha当たり)＝鳥獣被害額／耕地面積
*鳥取県農林水産部調べ「鳥獣被害状況」

③土地生産性(10ha当たり)＝農業所得／耕地面積
*農林水産省「生産農業所得統計」

④農業従事者高齢者率＝65歳以上／農業就業人口
*農林水産省「2010世界農林業センサス」

⑤副業的農家率＝副業的農家数／販売農家数
*農林水産省「2010世界農林業センサス」

⑥土地持ち非農家率＝土地持ち非農家数／総農家数＋土地持ち非農家数
*農林水産省「2010世界農林業センサス」

⑦水田未整備率＝30a以上区画未整備水田面積／水田面積
*農林水産省「農業基盤情報基礎調査報告書」

⑧山間農業集落＝山間農業地域集落数／集落数
*農林水産省「2005農林業センサス」

～4色の土壌は農業の宝～

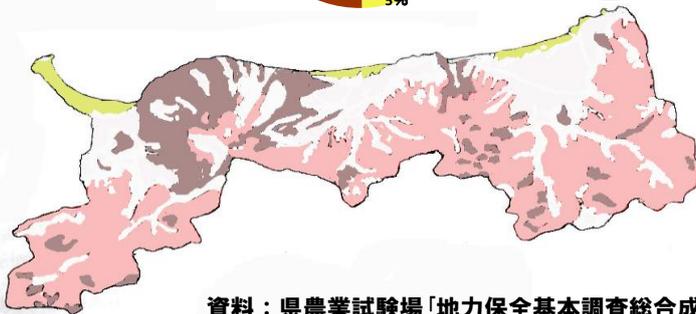
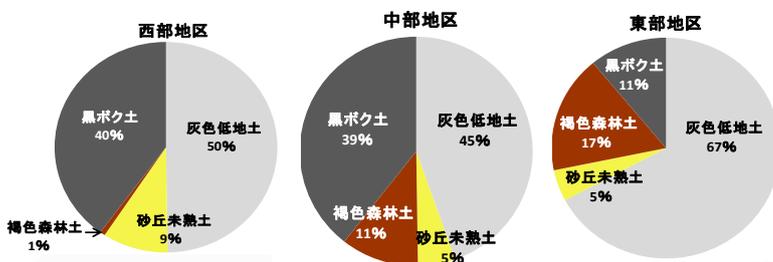
風や水、火山活動などにより形成された赤・黒・黄・灰色の土壌は本県農業の財産的基盤。土質を活かした産地形成が肝要。



灰色低地土	砂丘未熟土	褐色森林土	黒ぼく土
広面積を占める水田土壌。多量の水を通じ、様々な有効成分を含み、生産安定に寄与。	肥料分や水分を保持する能力が低いことを活かして、早出し・良品質の野菜等の生産。	森林下の有機物が蓄積した黒色の表層と褐色の下層からなり、果樹産地を形成。	昔、大山が噴火した際にできた土壌。腐食含量が極めて高く、スイカなどの特産を産出。

農業の基盤的条件(概要)

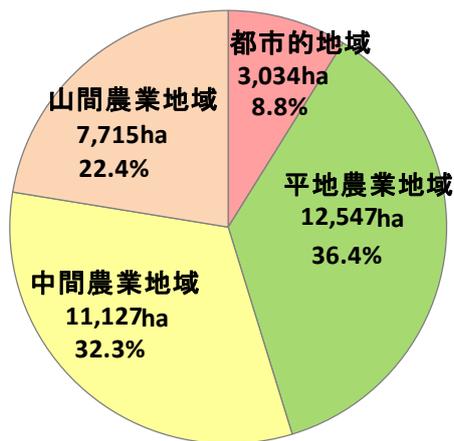
図5 県内土壌種マップ



資料：県農業試験場「地力保全基本調査総合成績書」

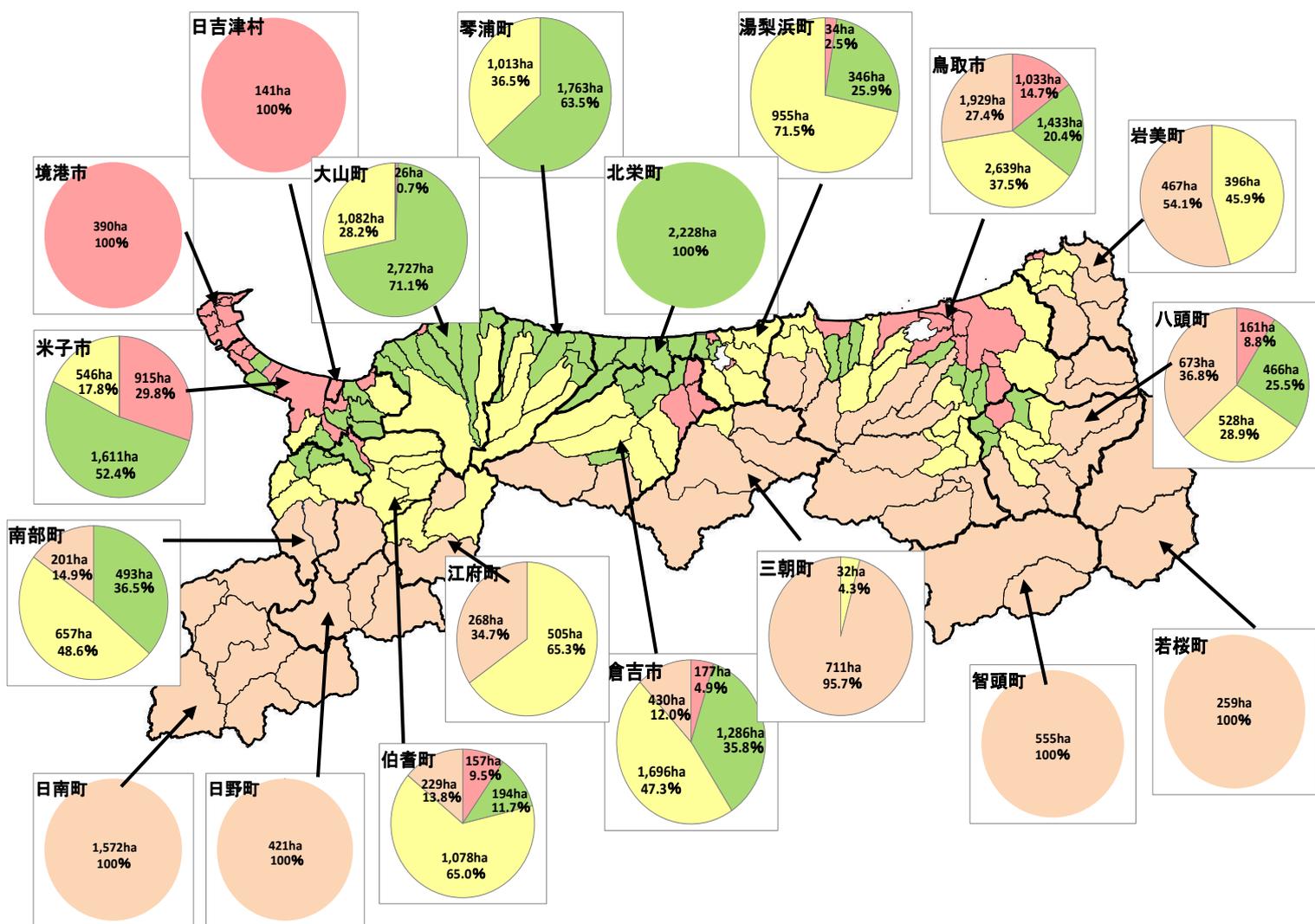
図6 農業地域類型別の農地面積割合

～中・山間地域が全体の55%、克服策が緊要～



農業地域別の面積割合は、平地が36.4%で最も多く、次いで中間地32%、山間地が22%となり、中間地を合わせると54%の過半を占める。

全域が一つの類型となっている市町村は、都市的地域が境港市、日吉津村、平地農業地域が北栄町、山間農業地域が若桜町、智頭町、日南町、日野町である。一方、複数の類型を持つ市町村は、鳥取市、八頭町、湯梨浜町、倉吉市、米子市、南部町である。いうまでもなく、地域類型の要素は自然立地的条件であり、持続的な農業を確立するためには、いかにこれらの地域条件の特色を活かすかにかかっている。



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス農山村地域調査（農業集落）」

(注) 農業地域類型基準指標

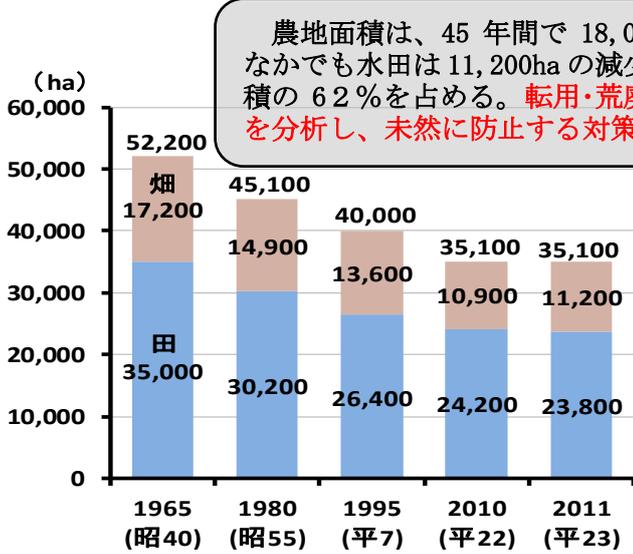
- 都市的地域＝人口密度500人以上及び宅地等/可住地面＝60%以上
- 平地農業地域＝耕地率20%以上かつ林野率50%未満
- 中間農業地域＝耕地率20%未満
- 山間農業地域＝耕地率10%未満かつ林野率80%以上

用語解説
「農業地域類型」
 短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって市町村及び市区町村(昭和25年2月時点の市町村)を類型化したもの

1 農地面積と整備の状況

図7-1 農地（面積）の推移

～農地面積は減少の一途、歯止め策が重要～



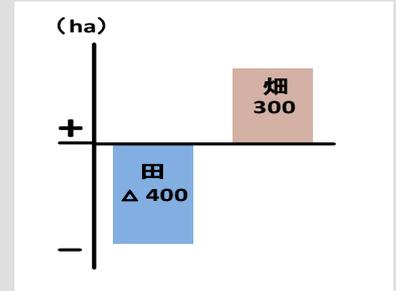
農地面積は、45年間で18,000ha減少。なかでも水田は11,200haの減少で減少総面積の62%を占める。転用・荒廃などの要因を分析し、未然に防止する対策が緊要。

【平成23年の動向（平22比較）】

図7-2 農地面積の変動

～田が減り、畑が増える～

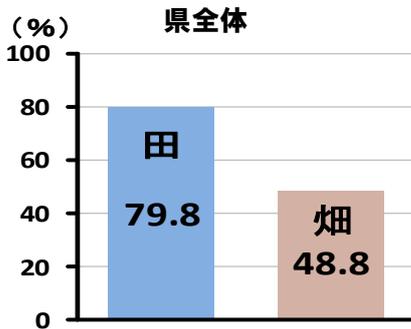
米の生産調整などの影響により、水田に見切りをつけた田畑転換が進む。水田のもつ機能（水路等の共同管理維持等）の喪失が課題。



資料：農林水産省「耕地面積調査」

資料：農林水産省「耕地面積調査」ラウンドで合計が一致しない場合がある

図8 農地整備の状況

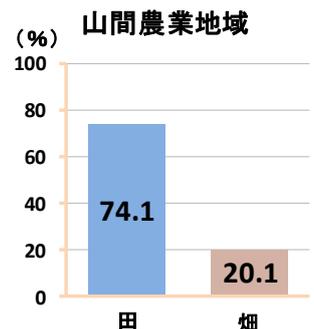
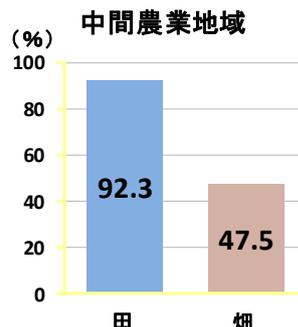
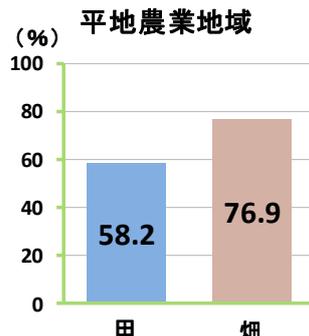
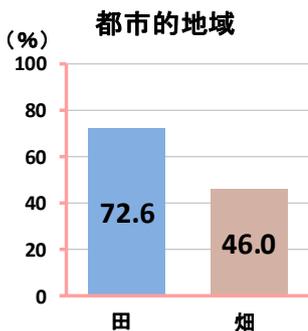
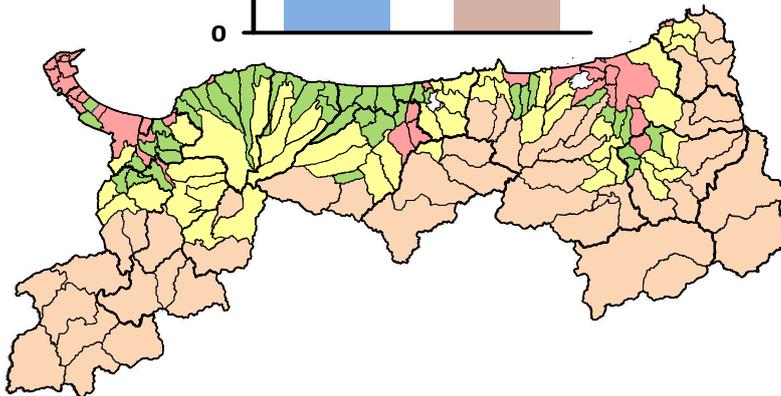


【県全体】～水田は全国的にも高い整備率～

農振農用地面積に対する区画整理が実施された面積の割合は、68.4% (H22)。田畑別では、水田は79.8%まで整備が進み、中国地方はもとより全国的にも高い整備率である。一方、基幹水利施設等の農業施設は老朽化。更新時期を迎え再整備が課題となる。

【地域別】～山間地の畑は立ち遅れ～

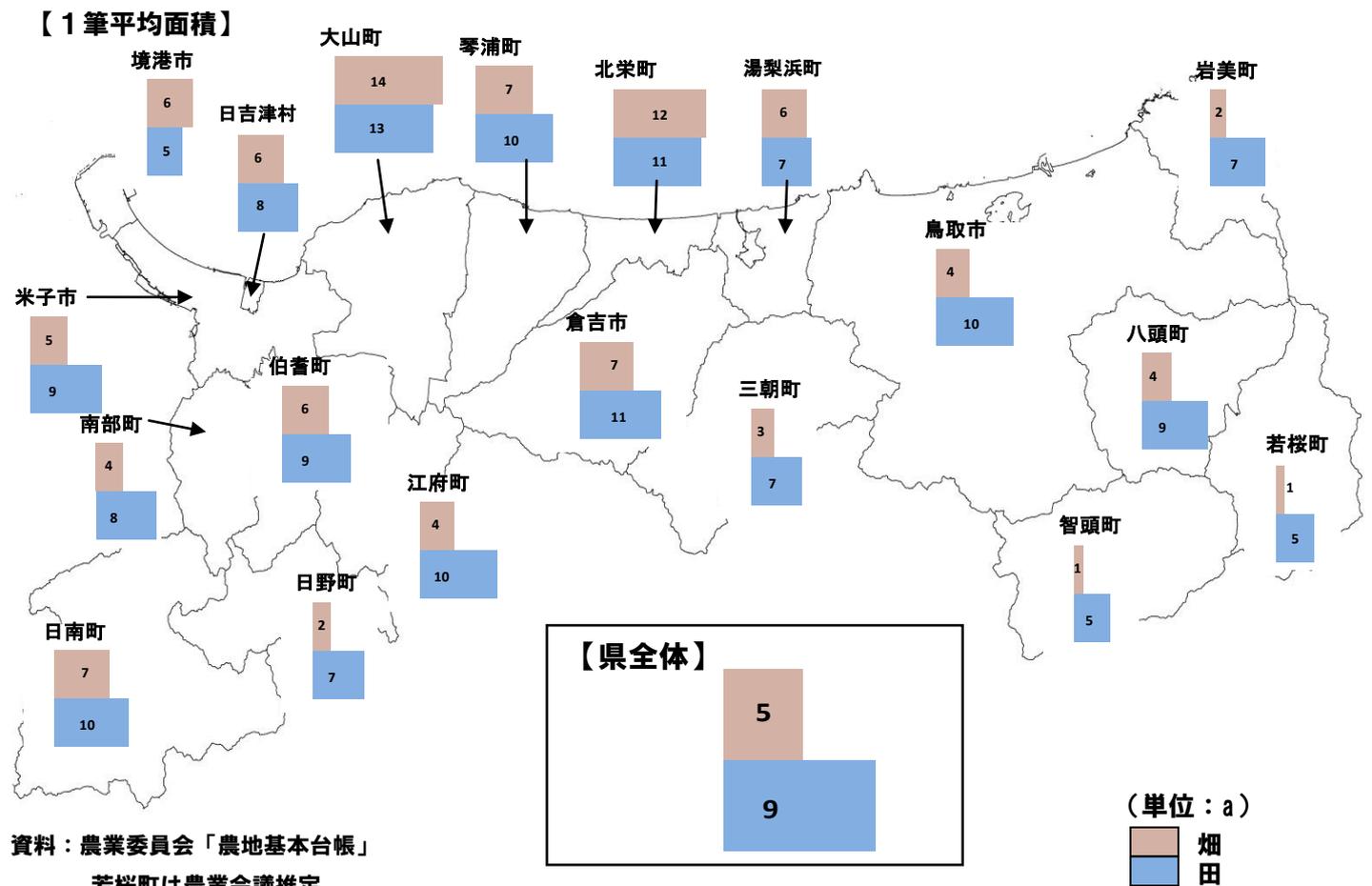
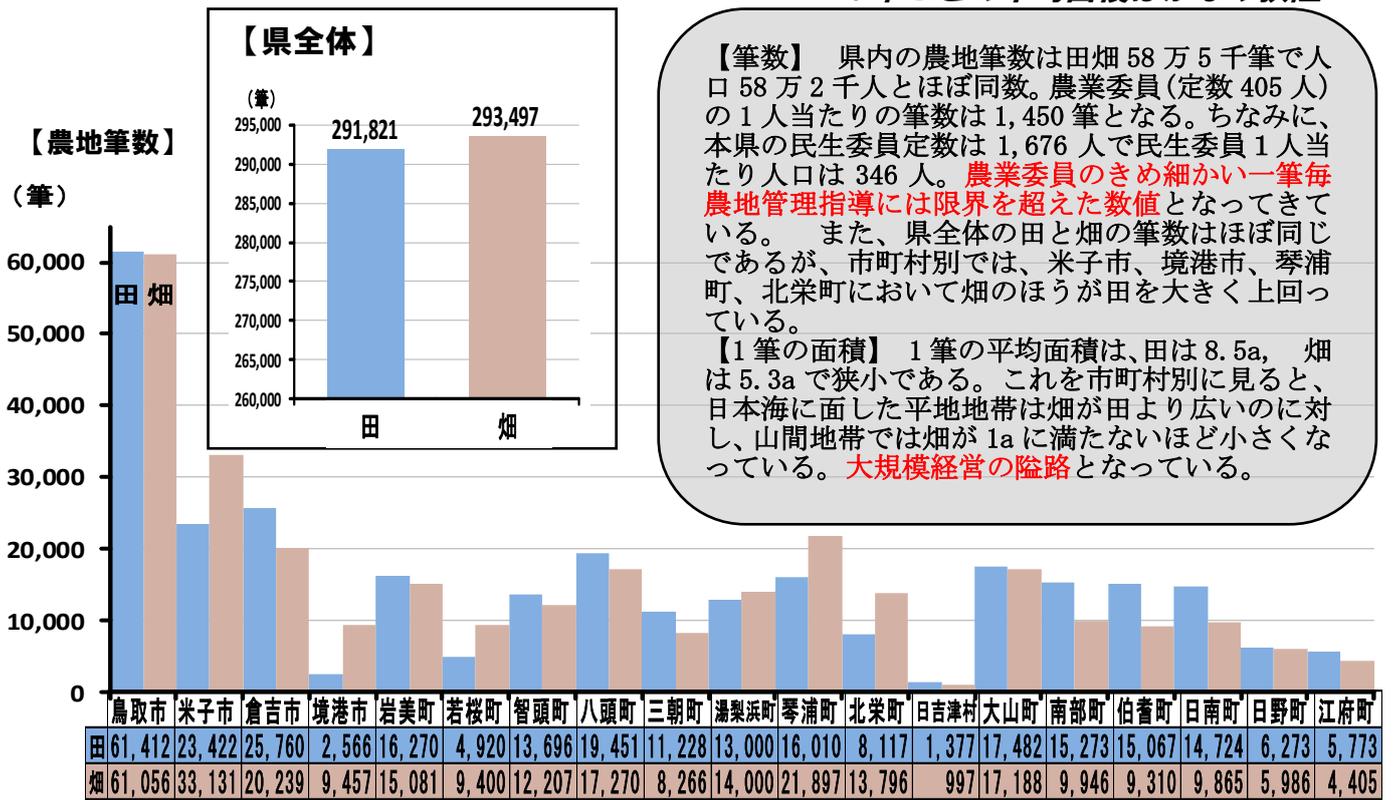
近年、重点的に整備が行なわれてきた中間農業地域の田が92.3%と県平均を上回っている。平地の畑76.9%の整備率も高く、園芸産地の基盤をなす。これに対し、山間農業地域の畑は20.1%と立ち遅れている。



資料：県土地改良連合会「農地整備」

図9 農地筆数及び1筆平均面積

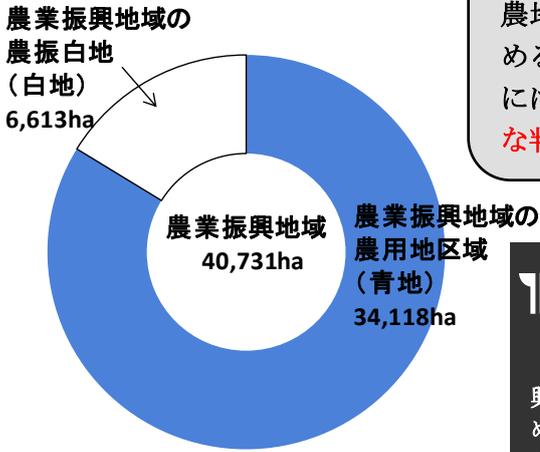
～農地の筆数58万5千筆で人口数とほぼ同数。
1筆ごとの平均面積はかなり狭隘～



2 農地利用・整備計画指定の現況

(1) 農地利用計画(農振農用区域等)の設定状況

図10-1 農業振興地域「農用区域(優良農地)」の割合
～求められる農地の総量確保～



農振地域面積のうち、優良農地(青地)は、83.7%を占める。農用区域からの除外には厳格化が求められ、**公正な判断が必要**である。

用語解説

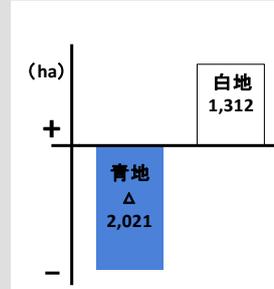
「農業振興地域」

農振法に基づく市町村の農業振興整備計画でマスタープランに定められた優良農地を確保するための地域。

資料：県経営支援課

【平成23年の動向(平22比較)】
図10-2 農地面積の変動
～1年間に青地が2千ha減～

青地から1,312haが白地へ除外、709haが減少し、青地は2,021ha(約5%)も減少した。
原因の検証分析が必要。

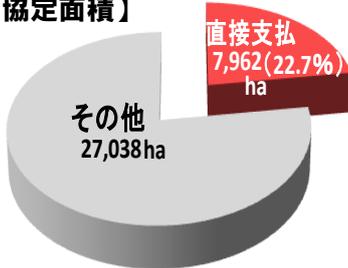


資料：県経営支援課

図11-1 中山間地域直接支払協定数及び面積の状況

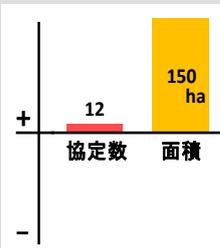
～集落維持に不可欠な制度～

【協定面積】



直接支払い対象の協定数(面積)685(7,962ha)で総農地面積の23.7%を占める。本制度は着実に浸透・定着し、好評である。県下の実施分布は、当然のこと中山間の対象地域に偏っている。遊休農地防止の効果を再確認するとともに、**制度の拡充及び農地利用促進等について検討が必要**である。

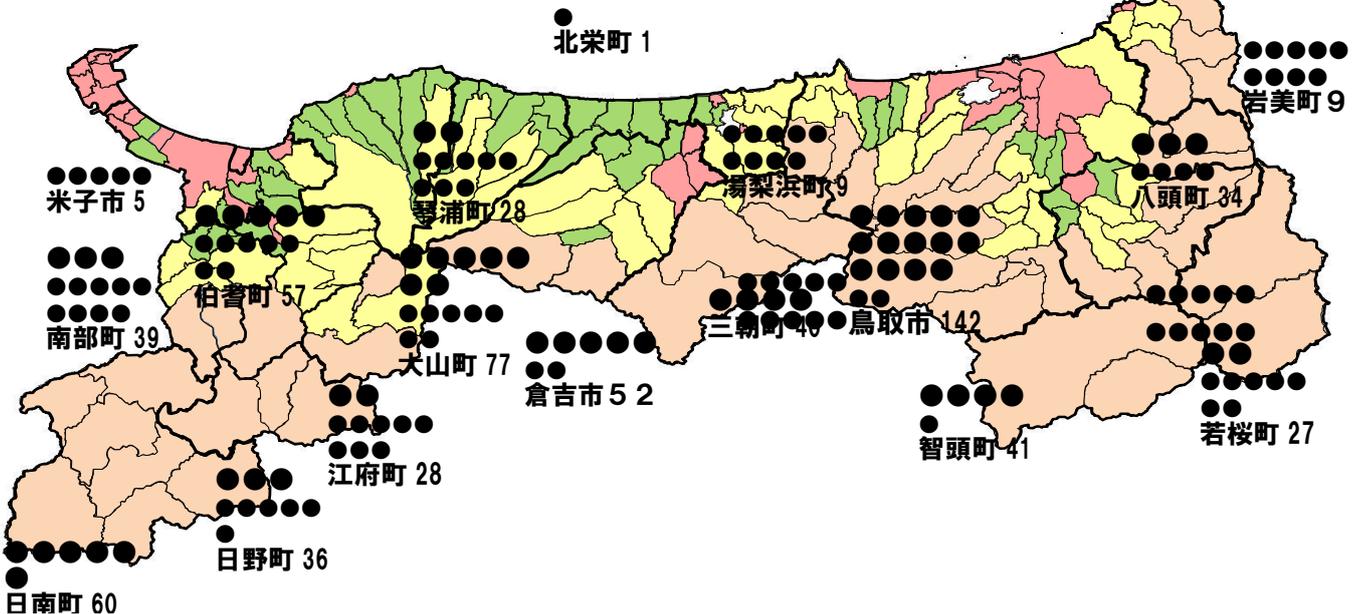
【平成23年の動向(平22比較)】
図11-2 協定数・面積の変動
～人気が高く、12協定増える～



1年間に12協定、150ha増加。本制度の有効活用が期待される。

資料：県農地・水保全課

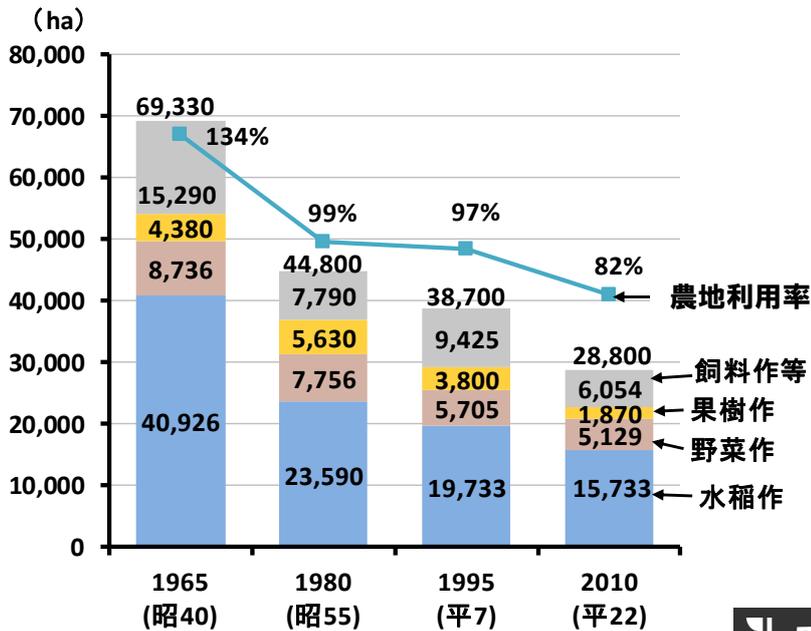
【協定数】県全体 685



資料：県農地・水保全課

3 農地の利用状況

図12 営農類型別農地利用面積と農地利用率の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付け面積統計」

(注) 利用率は、作付(栽培)延べ面積÷耕地面積×100

～水稲、果樹が激減し、
農地利用(率)は82%に～

農地の利用状況は、栽培延べ面積を15年間のスパンで見ると、万haの単位で減少している。その主なものは、米の生産調整による水稲作の減少によるものが大きく、次いで飼料作等や野菜・果樹作となる。

これを利用率で見ると約30年前から100%を割り込み、現在は約80%にまで低下している。

100%以下ということは、利用されていない農地があるというもので、以前の2毛作(200%)目標からすれば、**異常な事態**といえる。

4 農地流動化・農地集積の状況

図13-1 農地流動化の推移

～農地流動化は増加傾向にあるが、テンポが問題～

農地流動化の面積は、フローの数値。約30年前に比べて1,087ha増加し、年々、着実に増えている。とくに農地法によるものから農業経営基盤強化促進法によるものへの流動化がほとんどである。

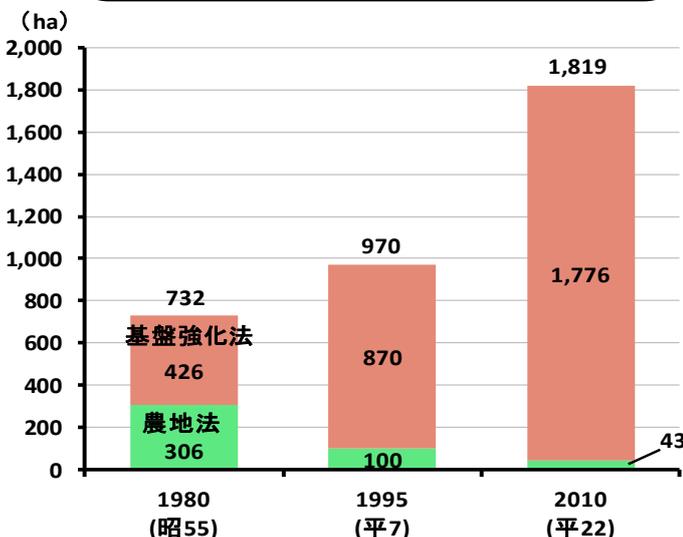
制度の整備とともに、流動化の促進対策が必要である。

用語解説 「農地流動化」

土地の農業上の効率的利用をはかるため、その利用関係を調整すること。農用地利用増進事業(75年)を体系化・統合化されて80年には農地利用増進法が制定された。さらに93年には効率的かつ安定的な農業経営を育成するための農業経営基盤強化促進法が制定された。

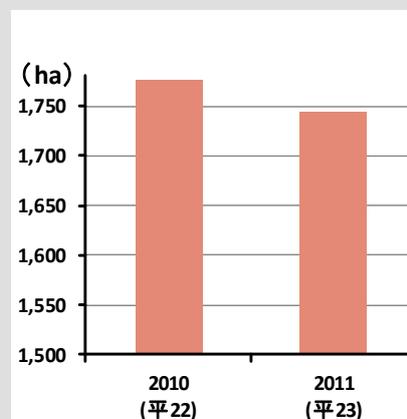
【平成23年の動向(平22比較)】
図13-2 農地流動化の面積(基盤強化法のみ)
～前年と同様、年に約1,800ha流動化～

権利移動により農地流動化した面積は、H22年より32ha少ないものの、1,744haで前年レベルをキープしている。



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

「農地の権利移動等調査」



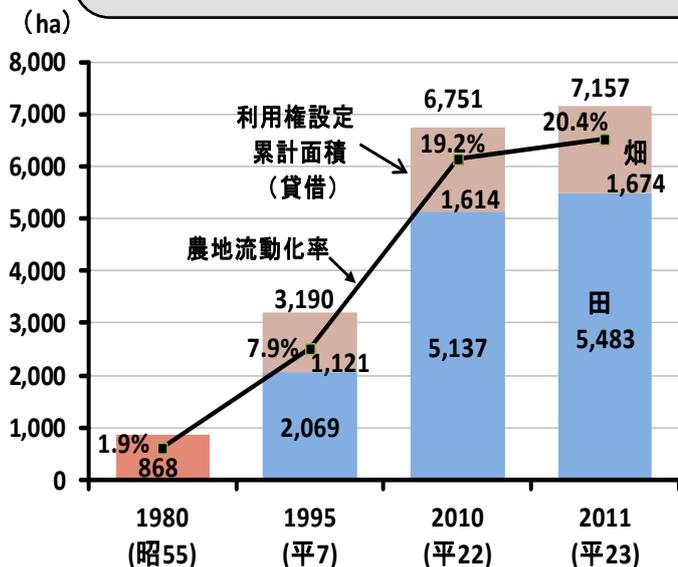
資料：農業会議調べ

(注) データの関係で基盤強化法関連のみ(H22では基盤強化法の割合が98%を占める)

図14-1 農地の賃借（利用権設定累積面積）の推移

～利用権設定が増加、不安解消には法制度が要～

平成21年の法律等改正後、農地利用集積円滑化団体の設立や各種補助事業による利用権設定も増加に寄与し、利用権設定は急速に増大。農地流動化の面積は7,157ha（流動化率約20%）となった。賃借の不安解消には法制度が重要である。



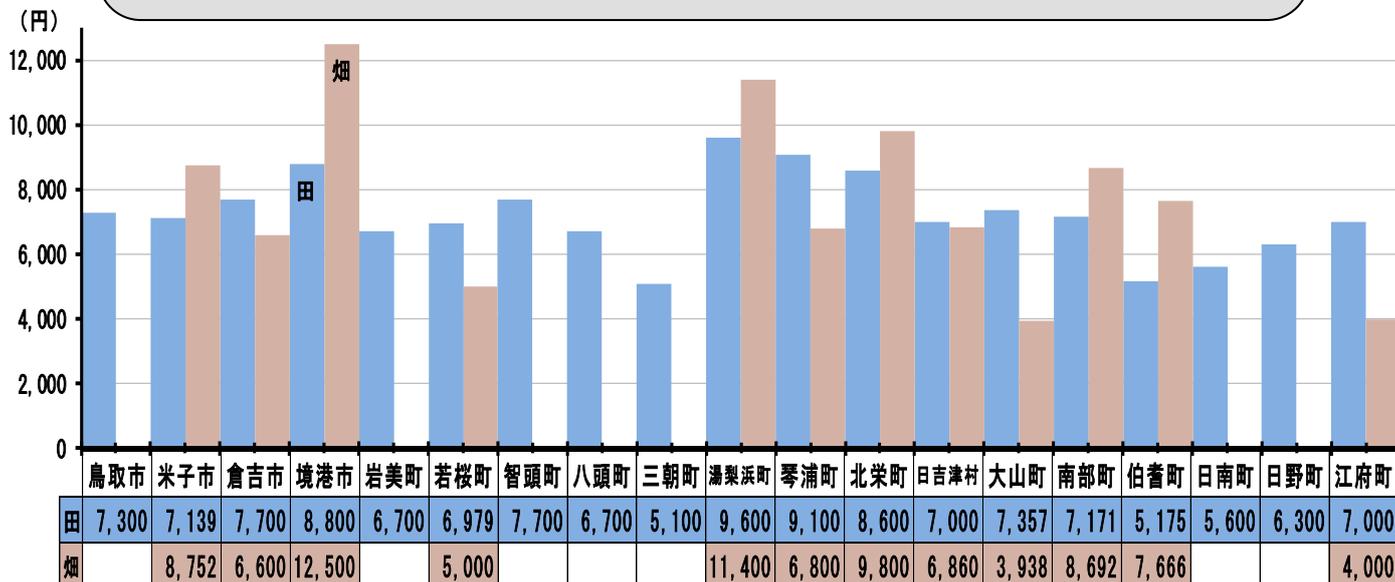
資料：農林水産省「農地面積調査」

「利用権設定面積」は農業会議調べ

図15 農地賃借料（平均）の状況

～賃借料の情報制度は定着しつつあるが、新たな問題も発生～

賃借料情報は農地法の改正により、従来の標準小作料が廃止されたことに伴い、行なっているもの。市町村別に見ると、田は10a当たり5,500～8,000円の範囲、畑は7,000円を軸にプラス、マイナス1,500円の範囲が多い。特異な例では境港市、湯梨浜町、北栄町のように1万円を越えている。実際、ケースバイケースで幅があるのが当然で、賃借料が高い市町村は、園芸品目のような所得の高い栽培である。しかし、単に借り手・貸し手市場原理により、極端な場合は無料又は逆に委託料付のケースなど、新たな動きも見られる。

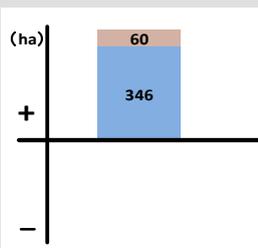


資料：農業委員会HP

【平成23年の動向（平22比較）】

図14-2 農地の賃借の状況
～農地流動化率は1%増～

利用権設定は本年に406ha増え、累積面積は7,157ha（流動化率1%増）となった。ただし、流動化率を仮に50%目標にすれば、このペースでは約25年必要となる。



資料：

農業会議調べ

「利用権設定面積」

用語解説

「利用権設定」

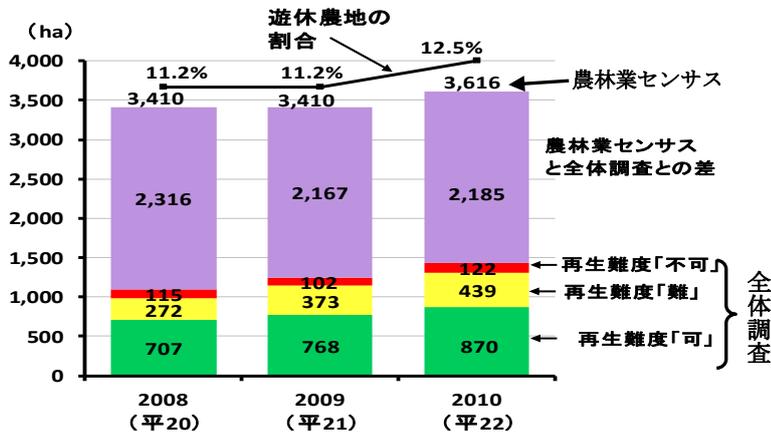
農用地等の賃借や売買を円滑に進め、経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように促進するため（農業経営基盤強化促進法）、農地の賃借及び所有権移転（利用権の設定・移転）による権利移動のこと。

5 遊休農地の状況

図16-1 遊休農地の区分別面積と割合の推移

～遊休農地解消には総合的な対策が必要～

遊休農地は3,616ha (12.5%)。うちセンサスと全体調査との差は2,185ha。その**解明と解消対策が急がれる**。ちなみに全体調査による再生可能面積(再生難易度「可・難」)は1,309ha。

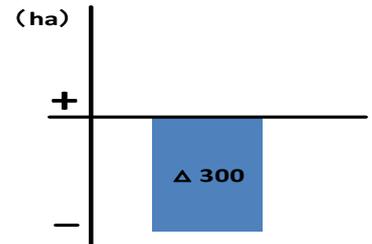


資料：合計面積は農林水産省「農林業センサス」区分別は農業委員会パトロール

(注) 耕作放棄率は、耕作放棄面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄面積) × 100

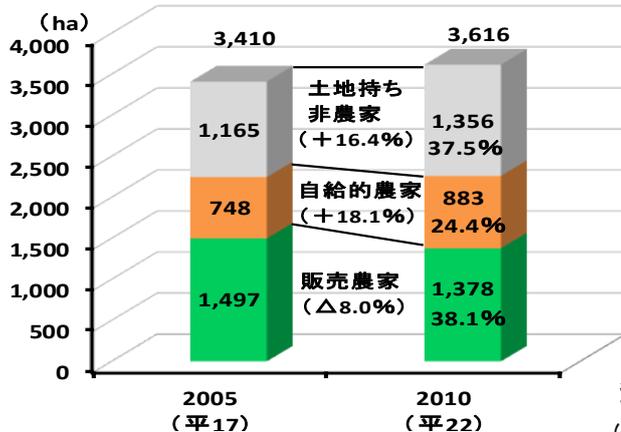
【平成23年の動向(平22比較)】
図16-2 遊休農地の面積実態
～遊休農地は300ha減少～

農業委委員会の農地パトロール等による指導や解消対策補助事業等により、一定の成果が見られるものの、まだまだ解消困難な遊休農地が多い。



資料：農業委員会調べ

図17 農家類型別遊休農地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) センサスの耕作放棄地を遊休農地と表現

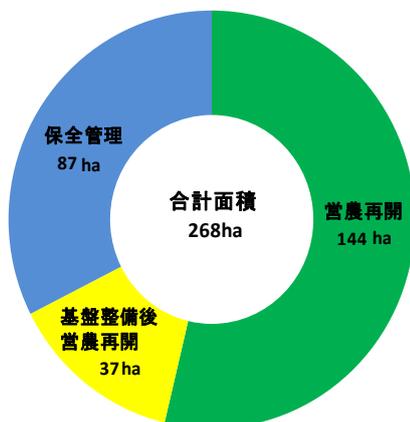
～販売農家が減少し、自給的農家等は増加～

遊休農地3,616haを農家類型別に見ると、販売農家では、増加には歯止めがかかったものの自給的農家や土地持ち非農家では5年前に比べて16～18%増。ちなみに、土地持ち非農家の遊休農地は、3,616haのうち約40%を占めている。

遊休農地対策は、その発生要因を調査分析し、要因別のきめ細かい対応策が肝要である。

図18-1 遊休農地解消後の利用状況 (H22)

～営農再開は解消面積の68%～

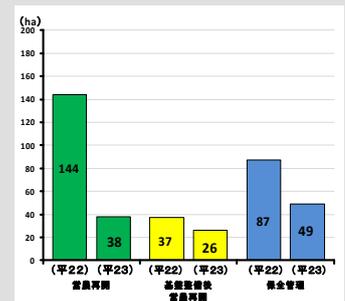


資料：耕作放棄地全体調査結果

遊休農地の解消合計面積(13市町村)268haのうち、営農再開は68%で、残りは保安管理となっている。営農再開では、おもに、大根、白ネギ、里芋、ラッキョウ、にんにく等の省力的根菜類が多く、また、大規模栽培に向けたプロッコリー、キャベツ、スイカに次いで水稻、芝、そば、果樹等となっている。**遊休農地解消策の要は、有益な営農戦略にある。**

【平成23年の動向(平22比較)】
図18-2 解消事業の実施状況
～解消後の営農再開減少～

22年に比べ、営農再開面積が減少し、伸び悩み状態。

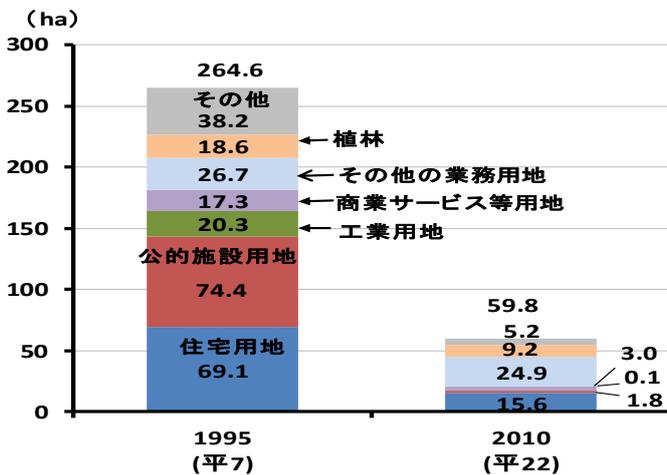


資料：農業委員会調べ

6 農地転用の状況

図19-1 農地転用面積の推移
～農地転用は大幅に減少、一方で転用判断に苦慮～

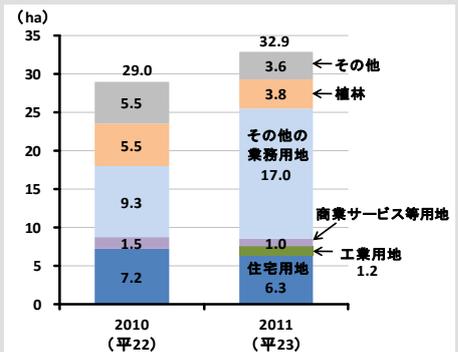
農地の転用は、15年前に比べて住宅用地 53.5ha、公的施設 72.6ha、工業・商業用地等、大幅に減少。公共事業の減少や経済活動の低迷の影響と考えられる。しかし、年々、多様な事情が複雑にからむ事案が多くなり、**高度な判断が求められている**。



資料：農林水産省 1995「土地管理情報収集分析調査」
2010「農地権利移動等調査」

【平成23年の動向（平22比較）】
図19-2 転用実績
～住宅と業務用用地が主体～

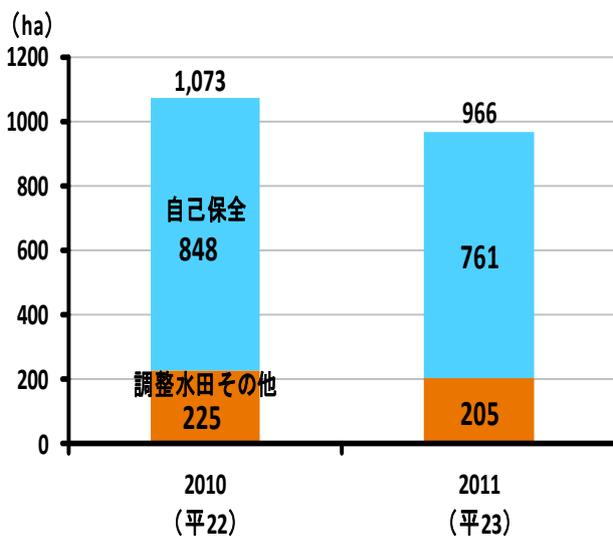
転用面積は横ばい。H23は1件その他の業務開発（大型の開発行為7ha）があったため、前年より3.9ha増加。その他の種目は同じ傾向。



資料：農業会議調べ「農業会議答申のみ」
(注)許可不要事案「公共的施設用地」はデータ公開が間に合わないため入っていない。

図20-1 農地保全管理・水張水田の状況
～米の生産調整で不作付け面積が15%～

米の生産調整の確認調査によると、不作付け面積は966ha(自己保全管理 761ha、水張り等調整水田 186ha、その他 19ha)で総転作面積の15%を占めている。農地の保全の観点からは有効な方法の一つであるが、**この増加は限界感の表れ**でもある。



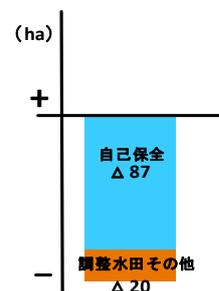
資料：県生産振興課調べ

用語解説 「農地保有合理化事業」

農地保有合理化法人（本県の場合は県農業農村担い手育成機構）が規模縮小する農家等から、農地を買い入れ、もしくは借り入れて一定期間保有した後に、一定要件を満たした担い手農家に売り渡しや貸し付けを行うこと。
(農業経営基盤強化促進法に基づく中間保有・再分配)

【平成23年の動向（平22比較）】
図20-2 農地保全・水張田の状況
～前年とほぼ同じで慢性化の感～

不作付けの原因は湿田などの不良な転作条件や高齢化・担い手不足・農業意欲の減退である。



資料：
県生産振興課

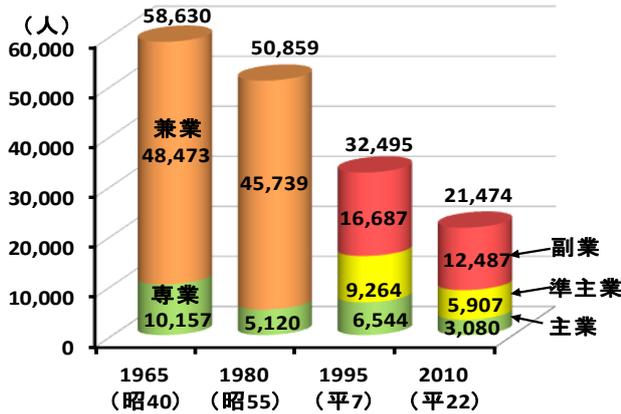
第3部
労働編

農業就労(人)の姿

～農業者の高齢化・世代交代を踏まえた労働力総量の確保～

1 農業就業者の状況

図21 農家類型別割合



～専業・兼業農家数ともに減少～

雇用機会の増大により都市部への農業人口の流出や高齢化に伴う離農等により、高度経済成長後45年間で、総農家数は約37,000戸減少し、21,474戸(昭和40年の約3分の1)になっている。農家の類型別状況は専業農家(主業)が3,080戸で14%、兼業農家の準主業が28%、副業が58%であり、依然として兼業型農家が主体。担い手農家の育成と併せて、**準主業、副業農家の活力を活かすため、地域農業全体のあり方の検討が緊要**である。

資料：農林水産省「農林業センサス」

(注) 昭55以前は旧定義の農家、
平2以降は新定義の農家

用語解説

「販売農家、自給的農家」

販売農家は、経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
自給的農家は、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

「主業、準主業、副業的農家」

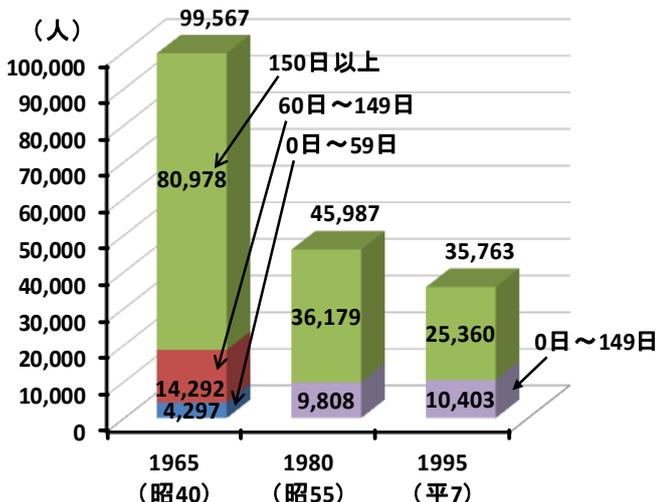
- ・主業農家 農業所得が主(総所得の50%以上)・年間60日以上農業従事(65歳未満)
- ・準主業農家 農外所得が主 ・従事者は(主業農家と同じ)
- ・副業的農家 主業、準主業農家以外の農家

「専業農家、兼業農家」

- ・専業農家 世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
- ・兼業農家 【1種】兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が多い農家
【2種】兼業従事者は(同上)、かつ兼業所得の方が多い農家

図22 基幹的農業従事者数 ～農業者数も大きく減少、打開が鍵～

資料：農林水産省「農林業センサス」

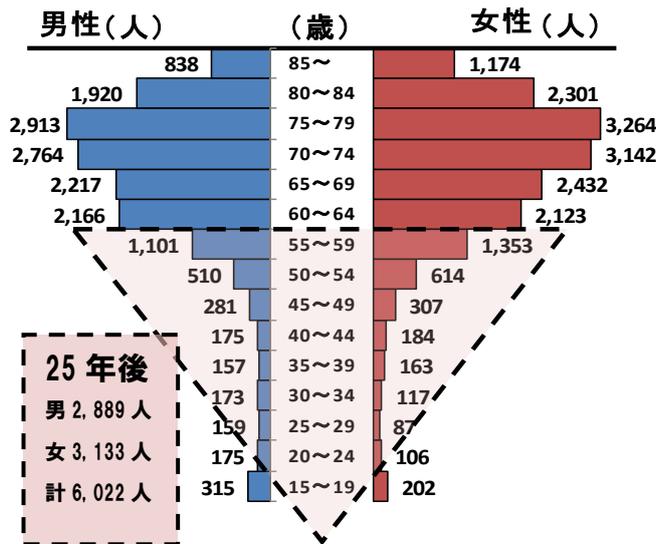


基幹的農業従事者は、30年前に比べ、約3,000人減少し、35,763人(昭和40年比36%)となっている。減少の主因は、農業の機械化・省力化等の近代化や高度経済成長に伴う都市部への雇用流出と高齢化による離農等。

これを、労働日数の働く度合いで見ると、基幹的農業従事者(年間の農業従事日数が150日以上)は大きく減少して25,360人となり、農業従事者全体に占める割合は71%で昭和40年の81%に比べて10%低下。農業の従事状況は、**それぞれの労働に見合った形で対応していることを見逃してはならない。**

図 2 3 農業者の男女別年齢別構成割合

【総農業者数】 33, 276 人 (男) 15, 707 人 (女) 17, 569 人



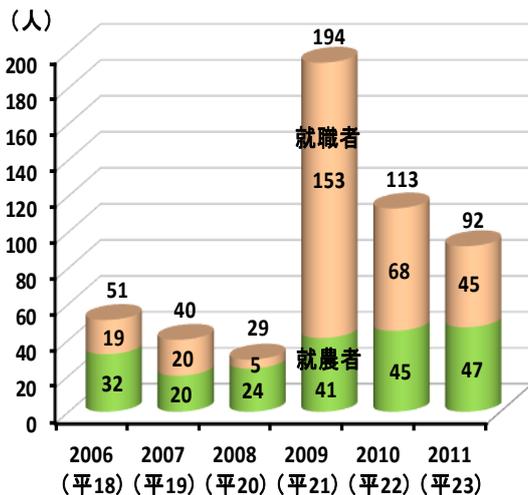
資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

～依然として高齢者に依存～

農業者の年齢は、男女とも 75～79 歳の階層が最も多く、全体の約 18% を占めている。65 歳以上の割合は全体の約 70% を占め、これをそのまま 25 年後推定すると、左図の点線枠のとおり、約 6,000 人 (18%) となる。食料供給、就労創出 (地域活力)、環境保全等の機能発揮を考えると、近い将来に食料・農業・農村の大危機到来が危惧される。「持続的な農業」「再生産可能な農業」「夢のある農業」が叫ばれる所以である。

図 2 4 - 1 新規就農者の推移

～就農者は増加傾向だが～

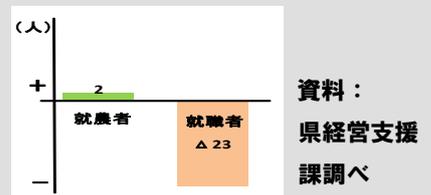


資料：県経営支援課調べ

平成 21 年から始まった農の雇用事業の効果により就職者が一気に増加。就農者も微増している。しかし、前図の農業者数、とりわけ、年齢構成割合を考えると、これの 3 倍はないと追いつかない。

【平成 23 年の動向 (平 22 比較)】
図 2 4 - 2 新規就農者の状況
～雇用 (就職者) にかげりが～

前年と比べ就職者は 23 人減少、就農者は 2 人増加。早くも、雇用にかげりがみられ、受け入れ経営体の育成が課題となる。



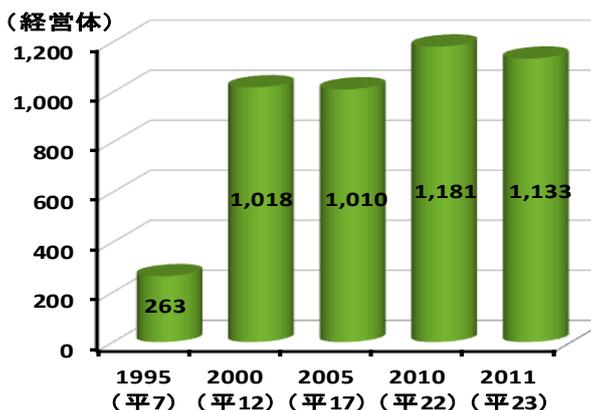
資料：
県経営支援
課調べ

用語解説 「認定農業者」

農業経営の目標等の計画 (経営改善計画) を作成し市町村長の認定を受けたもの

図 2 5 - 1 認定農業者の推移

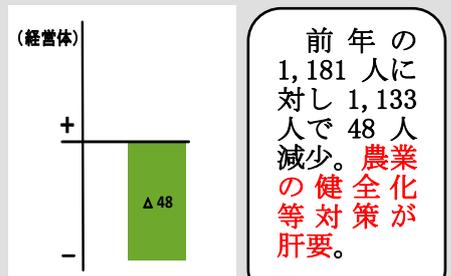
～平成 23 年は 1, 133 人～



資料：県経営支援課調べ

近年、1,000 人の大台で推移。主業農家に占める認定農業者の割合は約 36%。5 年おきの再認定では、やめる人も多く、数とともに質 (継続性) が問われてきている。

【平成 23 年の動向 (平 22 比較)】
図 2 5 - 2 認定農業者の状況
～22 年に比べ 48 人減少～



前年の 1,181 人に対し 1,133 人で 48 人減少。農業の健全化等対策が肝要。

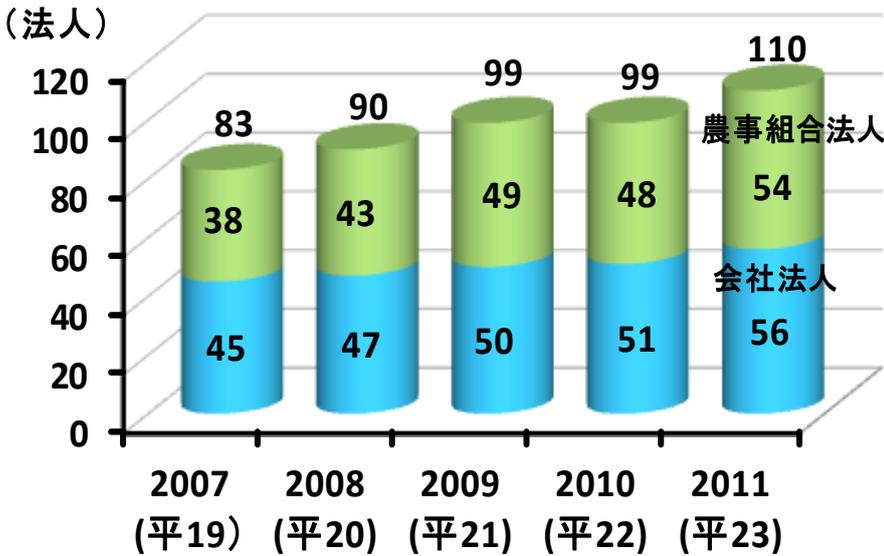
資料：県経営支援課調べ

2 地域・集落営農の状況

図26-1 農業生産法人の推移

【県全体】～農業生産法人は着実に増加、
会社法人と農事組合法人は56と54でほぼ同数～

農業生産法人は4年で27法人増加。地域ぐるみで農業を守る農事組合法人(集落営農)と会社法人の連携が必要になってきている。



資料：県経営支援課調べ

【市町村別】～農業生産法人は県域全体に設置、0の地域は2町のみ～

個人の大規模農業経営者は会社法人、地域の集落営農組織は農事組合法人を設立し、県全体で110法人。設立状況は図のとおり、農業生産法人が設立されていない市町村は2町あるが、**県域全体にわたり設置**されている。



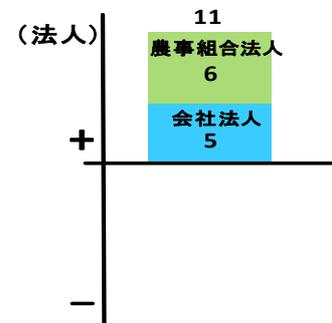
資料：県経営支援課調べ

用語解説 「農業生産法人」

農地法で規定する農地を利用して農業経営を行なう法人。農事組合法人、持分会社(合名、合資、合同会社)、株式会社(株式譲渡制限会社に限る)の5形態。事業や構成員、役員についても一定の要件が農地法で定められている。

【平成23年の動き(平22比較)】
図26-2 農業生産法人の状況
～増加に併せ経営指導が緊要～

農業生産法人は110となり、前年99に比べ11法人増加。併せて**経営健全化に向けた指導**が求められている。



資料：県経営支援課調べ

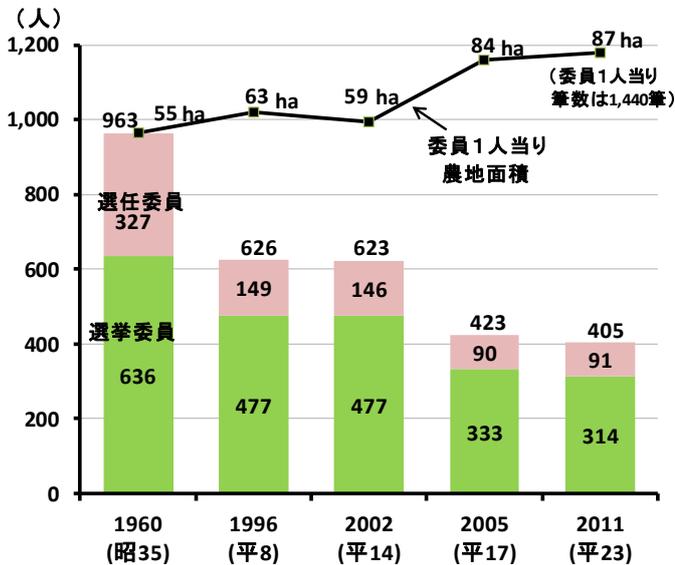
第4部 組織編

関係機関・団体の役割分担 ～広域化のなかでの関係機関・団体の連携強化～

1 農業委員定数及び地域担当制

図27 農業委員数の推移

～市町村合併で委員数2/3に減少～



資料：農林水産省「耕地面積調査」
農業会議調べ

農業委員定数は、昭和35年に比べ42%の405人である。市町村合併に伴い減少を続け、なかでも選任委員は28%の92人となっている。

農業委員一人当たり（担当範囲）の平均農地面積と農地筆数は、55haから87haと1.6倍に増え、筆数では1,440筆である。

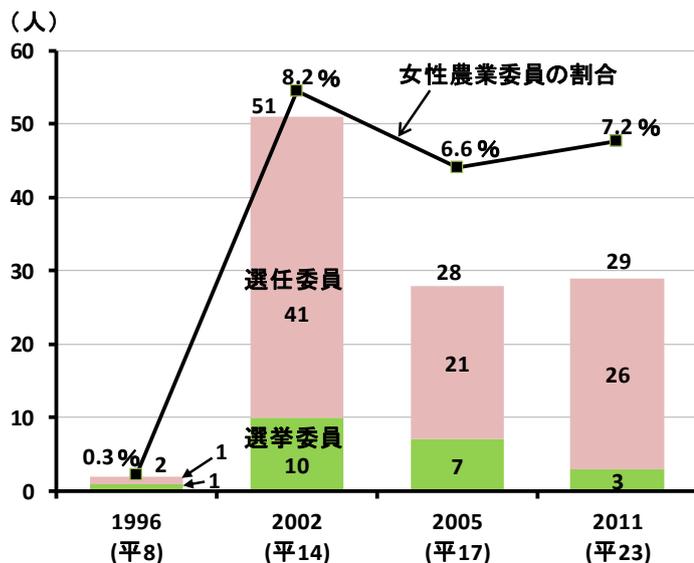
きめ細かい農地管理の把握や相談指導を強化するため、その適正規模と**体制・費用等予算措置のあり方を検討することが緊要**である。

用語解説 「農業委員定数」 市町村の裁量の拡大と業務運営等の効率化等を促進するため、必置基準面積の見直し、選挙委員の下限定数を条例に委任する措置が講じられている

2 女性農業委員数と割合

図28 女性農業委員数と割合の推移

～女性農業委員は全体の7%余り～



資料：農業会議調べ

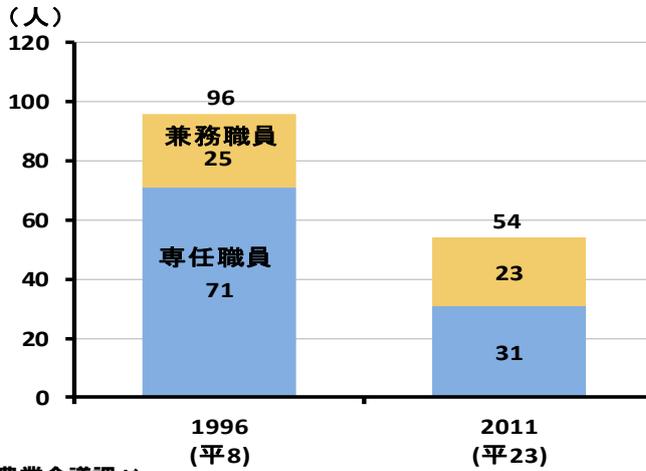
女性委員は現在29人で9年前の51人から22人減少。町村合併に伴う定数減（選任委員の減員）によるものである。ちなみに、女性委員は選任が多く女性委員全体の9割を占めている。女性委員が選出されていない市町村が6町村あることも今後の課題となっている。

男女共同参画の基本理念である人権、個人尊厳、差別、能力発揮の機会確保、生命・自由・幸福権利等を基底に**女性登用の環境整備が必要**である。

用語解説 「男女共同参画基本計画」
農山漁村における男女共同参画の実施に向けた施策の推進（2012年 農林水産省）
農業委員等農業者団体では女性役員等の登用目標を設定し、その達成に向けて取り組むとともに、地域の理解・気運の醸成に向けた啓発活動を実施。
【女性登用目標】 2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する

3 農業委員会事務局体制の状況

図29 事務局職員数の推移



資料：農業会議調べ

～職員数は市町村合併で半数近く減少～

農業委員会の事務局職員数は54人で15年前に比べ、42人の減員(△44%)となり、なかでも専任職員の減少が顕著である。

農業委員会の業務は農地法の改正に伴って増大するだけでなく、農地の確保や利用促進にかかる申請・相談事案が増え、非常に苦慮している状況にある。

事務局職員に対する地方交付税の算定基礎(5人)等を踏まえ他体制整備の実現に向けて検討が求められる。

4 農地利用集積円滑化団体

図30 農地利用集積円滑化団体の設置状況

～円滑化団体は全市町村に設置されたが、細かな地域での責任・対応の体制は不明確～

農業経営基盤強化促進法に基づく円滑化団体の設置状況は、19市町村域において設置。所管する機関・団体は、JAが9、町村6、公社5でJAが半数を占める。地域別では、東部は町1、公社3、JA2(鳥取市は公社・JAの2団体)となり、中部はすべてJA5、西部は町村5、公社2、JA2となっている。重要な課題は、使命感と責任感が発揮されるよう、小地域単位の推進体制の整備とリーダーの育成等である。



資料：県経営支援課調べ

第5部
特集編

農業委員会系統組織活動の実績

～農政・建議・プロジェクト等の活動強化と情報公開～

1 農政活動トピックス

★「食料・農業・農村の基本政策確立に向けた予算確保と具体的施策に関する提案」

(平成24年12月6日開催の平成24年度全国農業委員会会長代表者集会提案決議)

1 農地の有効利用対策の強化

- (1) 農地情報の整備・管理対策の強化
- (2) 農地の利用集積を加速するための環境整備
 - ① 「人・農地プラン」における認定農業者の位置づけ
 - ② 農業委員会による農地の利用集積と遊休農地に関する取り組みの体系化
 - ③ 農地利用集積円滑化団体による農地の保全
 - ④ 農地集積対策への支援強化
 - ⑤ 都道府県域における農地の面的集積促進の支援
- (3) 遊休農地の発生防止・解消対策の強化
 - ① 遊休農地の再生利用に向けた支援
 - ② 「農地トラスト制度(仮称)」の創設
 - ③ 「予備農地(仮称)」の考え方の導入と管理等への政策的な支援
 - ④ 非農地とした土地の管理・保全に向けた措置
- (4) 都市農地の活用の推進

2 担い手・経営対策の強化

- (1) 認定農業者等の経営改善支援
- (2) 農業者戸別所得補償制度の機能強化等
- (3) 土地利用型農業経営の体質強化
- (4) 農業者年金制度の積極的な推進

3 新規就農・人材育成対策の強化

- (1) 新規就農者の確保対策の強化
- (2) 農業の雇用改善

4 地域振興対策の強化

- (1) 都市計画制度等の見直しにおける都市農地の保全
- (2) 中山間地域対策など地域を支え守る施策の強化
- (3) 鳥獣被害対策の強化
- (4) 基盤整備の促進
- (5) 地域の農業者が主体となった6次産業化の推進
- (6) 再生可能エネルギーの利用推進

5 大震災・原発事故への万全な対応

- (1) 震災復旧・復興対策の迅速化と十分な対応
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故への万全な対応

6 消費税・相続税への慎重な対応

7 農業委員会組織体制と機能の強化

2 市町村農業委員会の主な建議事項

鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、南部町、日南町

I 農地の総量確保と有効利用の促進

- 1 優良農地の確保
- 2 耕作放棄地の発生防止・解消対策
- 3 農業振興地域整備計画の早期見直し
- 4 不在村地主所有農地等の情報収集体制の整備
- 5 農地利用集積の仲介業務等を行う円滑化団体への指導支援
- 6 農道等の保全管理・水田の湿田解消

II 多様担い手の育成確保

- 1 担い手に対する総合的な支援制度
- 2 認定農業者・担い手の確保・育成
- 3 農業後継者と新規就農者対策
- 4 集落営農の推進
- 5 果樹振興対策
- 6 認定農業者以外の利用権設定に対する支援
- 7 農業用生産資材の価格高騰に対する支援
- 8 農地利用集積円滑化団体への指導支援
- 9 「農の雇用事業」等による新規就農希望者等への就農支援体制の整備
- 10 「援農休暇」復活等に対する環境づくりへの理解協力
- 11 農作業安全対策の法整備と安全意識の普及・啓発
- 12 農家に対する情報提供

III 地域対策

- 1 農村活性化対策の推進
- 2 地産地消の推進
- 3 鳥獣被害防止対策の推進
- 4 高齢者生きがい対策を目的としたツーリズムの推進
- 5 農業講座「いきいき農業塾」の実施
- 6 耕畜連携を推進する基盤強化の取り組み
- 7 農商工の連携強化と地場製品の消費拡大対策
- 8 農村風景・文化を生かしたグリーンツーリズムの推進
- 9 都市との交流拠点および農家民宿施設等の整備
- 10 食農教育の推進
- 11 地域銘柄米のブランド化の取り組み強化
- 12 共済制度の取り組み
- 13 有機の里の推進
- 14 課税対策

IV 農業委員会の体制整備

- 1 農業委員会予算の確保と事務局体制の整備・充実
- 2 農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備
- 3 「農地制度実施円滑化事業」等の活用による農業委員会の体制整備
- 4 地域に根ざした農業委員の実践活動への協力支援
- 5 女性農業委員の活動の支援
- 6 女性農業委員及び認定農業者等の登用

V 国、県に対する要望事項

- 1 環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加の見送り
- 2 農業・農村の存続
- 3 食料自給率向上対策
- 4 農業者に魅力ある戸別所得補償制度の仕組みの要望と制度活用の強化
- 5 米価の下落防止対策及び農業者所得の補償
- 6 東日本大震災
- 7 農業の基本政策
- 8 農業関係予算の増額確保

3 プロジェクト活動の概要

プロジェクト1 県内の農地転用の実態

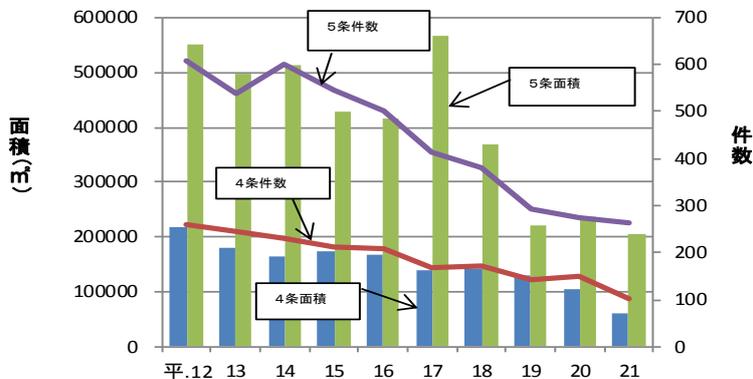
平成22年度調査（平成12～21年度の県知事許可事案より）

鳥取県農業会議が中心となつて取り組んだプロジェクト（平成21年～23年度）

1 10年間の農地転用の動向

県内の農地転用は、件数、面積とも、ここ10年間で4割前後に大きく減少

※ 12年度対比で、件数は42%（367/870件）、面積は35%（27/77ha）

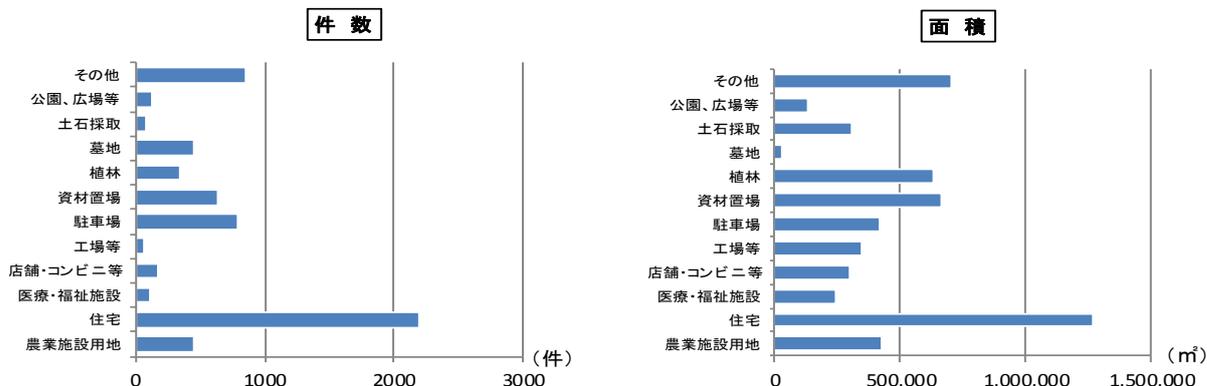


2 目的別の転用状況

件数、面積ともに住宅用地がトップ。

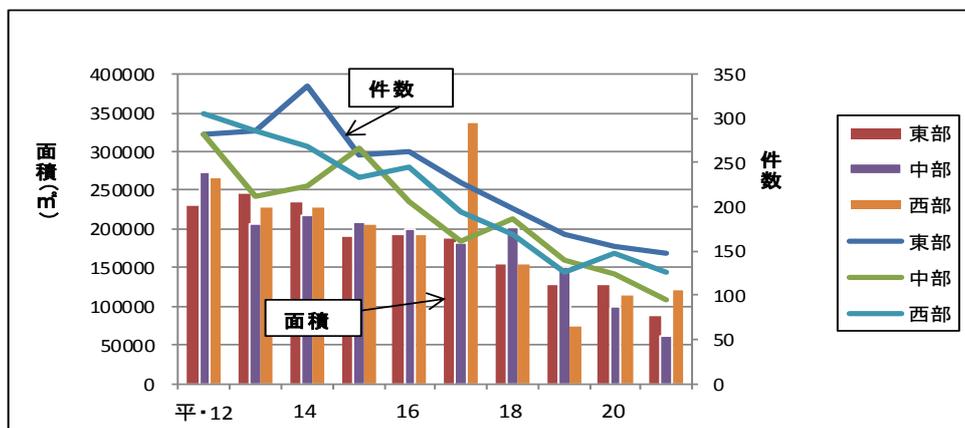
件数の割に面積の少ないものは、墓地

件数の割に面積の多いものは、植林、土石採取、工場、店舗・コンビニ、医療・福祉施設



3 地域別の転用動向

東部、中部、西部地域とも、ここ10年間、件数・面積が大幅に減少



※ 10年間の件数減少割合

①中部33%（94/282件）、②西部41%（126/306件）、③東部52%（147/282件）

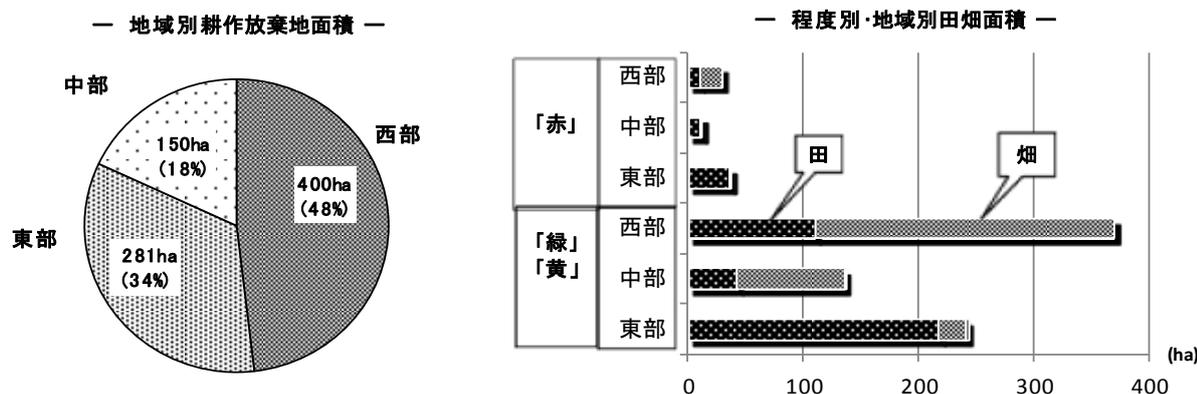
プロジェクト2 不在村地主所有農地の実態調査結果

平成21年度調査（県下16農業委員会から回答）

平成21年度調査（県下16農業委員会から回答）

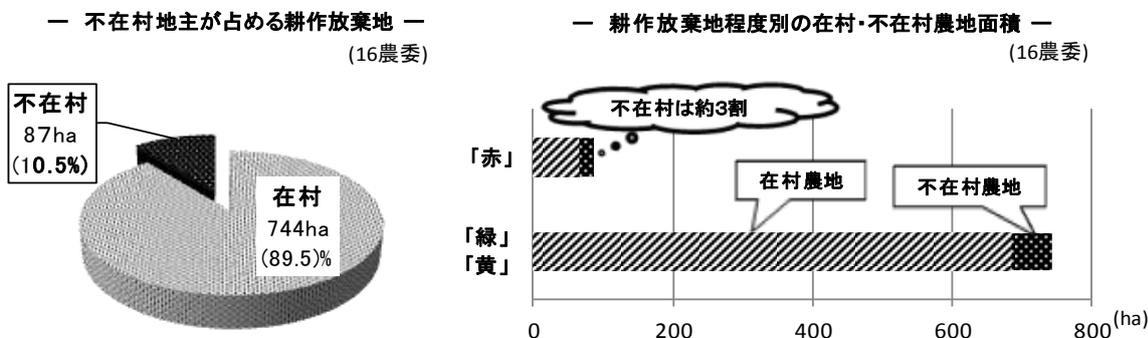
1 全農地の3%を占める耕作放棄地 ～9割は農地復元が可能な「緑・黄」～

- 回答があった16農委管内の耕作放棄地(831ha)は、全農地(31,790ha)の2.6%
- 地域別では、西部(48%)、東部(34%)、中部(18%)の順
- 程度別では、全体の9割が農地に復元可能な「緑・黄」で、復元不可能な「赤」は1割



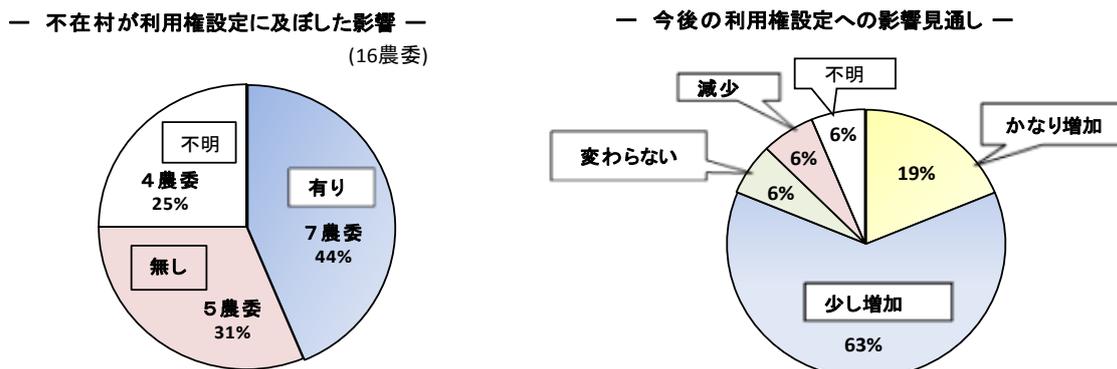
2 復元不可能な放棄地（「赤」）の3割は不在村所有 ～不在村対策は今後の課題～

- 耕作放棄地のうち不在村地主所有は10.5%
- 農地復元が不可能な「赤」の不在村地主所有は26.4%
- 不在村の要因は「所有者が他地区に居住」、次いで「不在村相続者へ相続」



3 不在村農地は農地流動化を阻害 ～8割が今後も影響の増大を懸念～

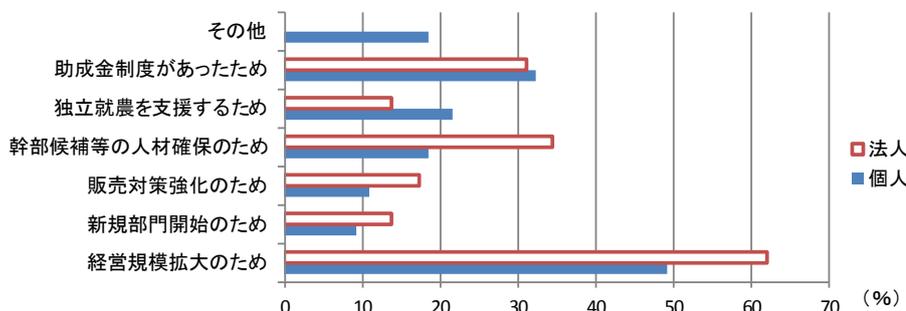
- 不在村地主のため利用権設定に影響があったとした農委は7農委(44%)
- 今後も、13農委(82%)が利用権設定が困難になるケースが増加と予想



プロジェクト3 農の雇用事業実施「経営体」の調査結果 平成23年度調査（平成21年3月～22年11月採択のうち94経営体から回答）

1 雇用の動機は「経営規模拡大のため」が半数以上

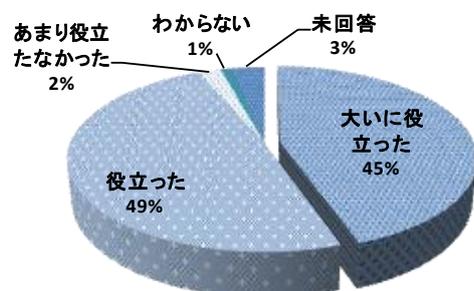
○「経営規模拡大のため」(53%)がトップ、法人では「幹部の人材確保のため」(23%)が多かった
○「助成金制度があったため」も32%と多く、制度が雇用拡大の動機づけとなっている



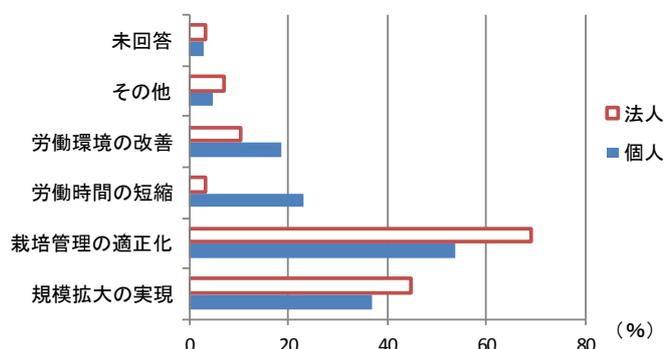
2 農の雇用事業を大半が高く評価 ～経営・労務改善に役立った～

○「大いに役立った」(45%)、「役立った」(49%)を合わせると、94%が事業を高く評価
○役立った点は、人材確保で「栽培管理の適正化」(63%)、「規模拡大の実現」(42%)など
○個人経営では「労働時間の短縮」、「労働環境の改善」としたのも目立つ
○一方、事業手続きの面では、8割が「面倒」とし、改善を求めている

－ 農の雇用事業評価（経営・労務）－

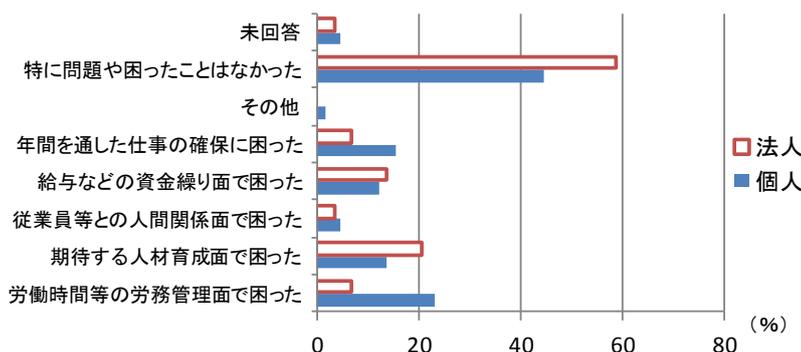


－ 役立ったこと －



3 農の雇用で生じた問題 ～個人経営では「労務管理」と「年間の仕事の確保」～

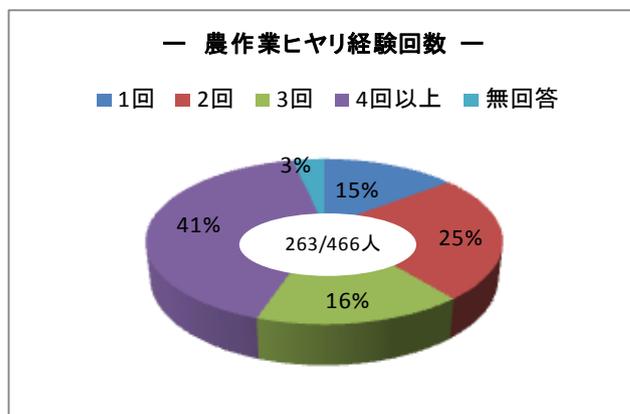
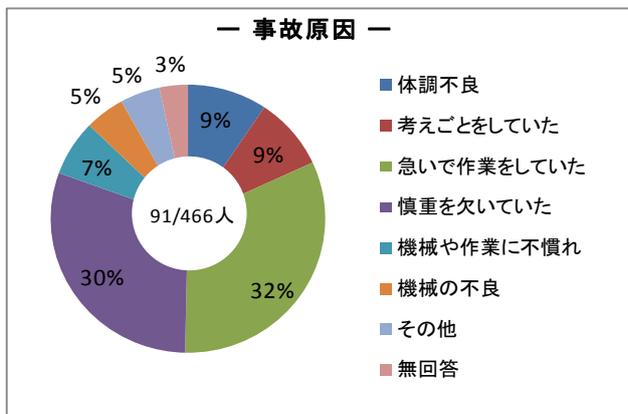
○「特に問題や困ったことはなかった」が5割で最も多く、特に法人では6割と多かった
○生じた問題としては、個人経営では「労務管理」(23%)、「年間を通した仕事の確保」(15%)が上位で、法人では「人材育成面」(21%)、「資金繰り」(14%)が上位を占めた



プロジェクト4 担い手の農作業安全管理の実態調査結果 平成21年度調査（県下認定農業者466経営体から回答）

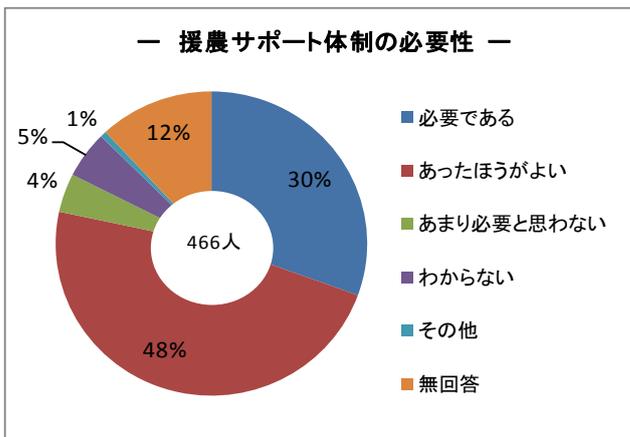
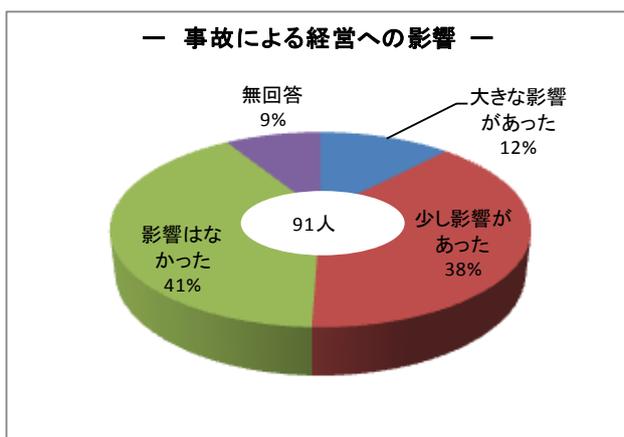
1 潜む農作業事故の危険 ～更なる安全対策の徹底～

- 事故体験は22%（原因は「急いでいた」、「慣れで慎重を欠いていた」が大半）
- 事故につながるヒヤリ体験は半数以上（「4回以上」経験が4割）



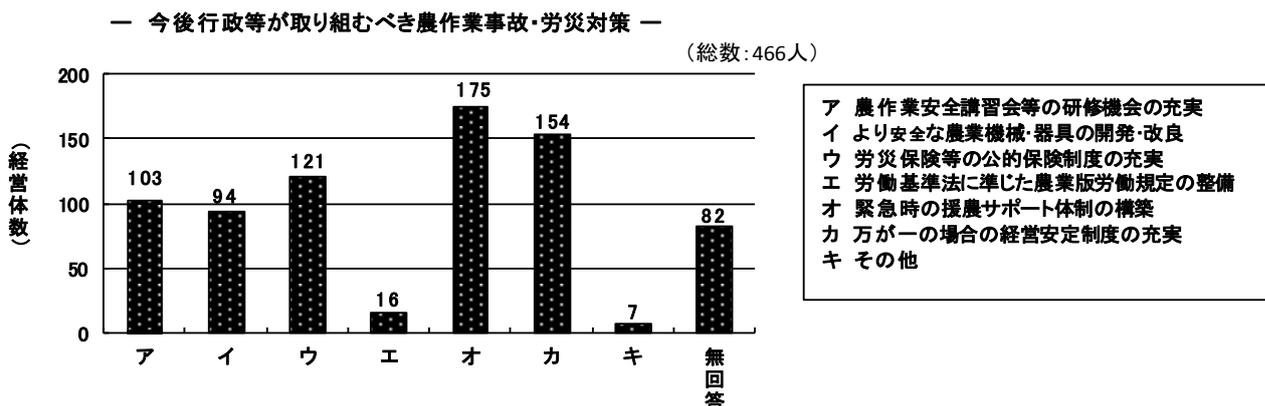
2 事故により半数が経営に影響 ～求められる緊急時のサポート体制～

- 事故により「規模縮小、受託作業の中止、収穫放棄など経営に影響があった」が5割
- 緊急時に援助が得られる「援農サポート体制が必要」は8割



3 行政等が取り組むべき事故・労災対策

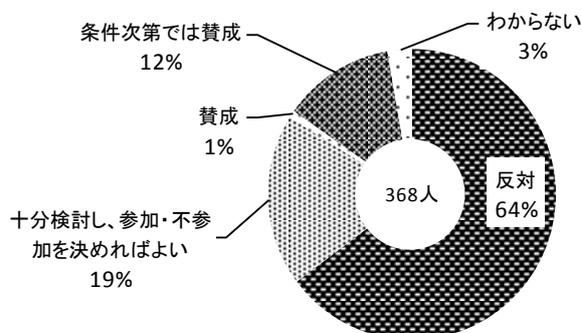
- 最多は、「緊急時の援農サポート体制の構築」、次いで「経営安定制度の充実」、「労災保険制度の充実」など
- ほかに、「労働時間・休日など労基法に準じた農業版労働規定の整備」の声も



プロジェクト5 「TPP問題を考える」アンケート調査結果 平成23年度調査（県下368名の農業委員から回答）

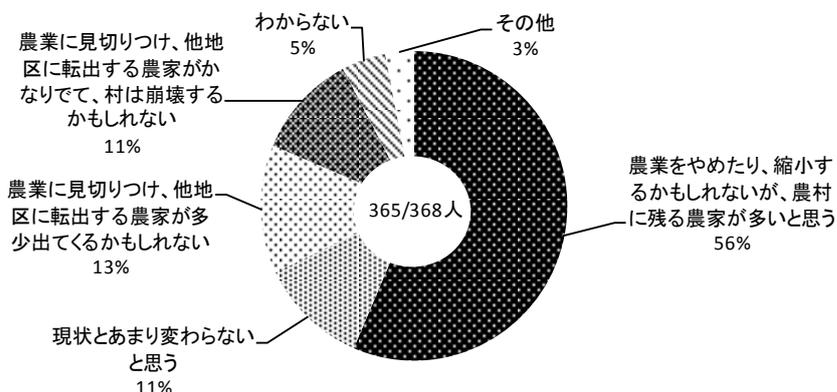
1 TPP参加に「反対・慎重」が83%

TPP参加に「反対」(64%)と「十分検討し、参加・不参加を決めればよい」(19%)を合わせると83%が反対・慎重姿勢。
「賛成」はわずかに1%で、「条件次第では賛成」(12%)を合わせると13%が賛成



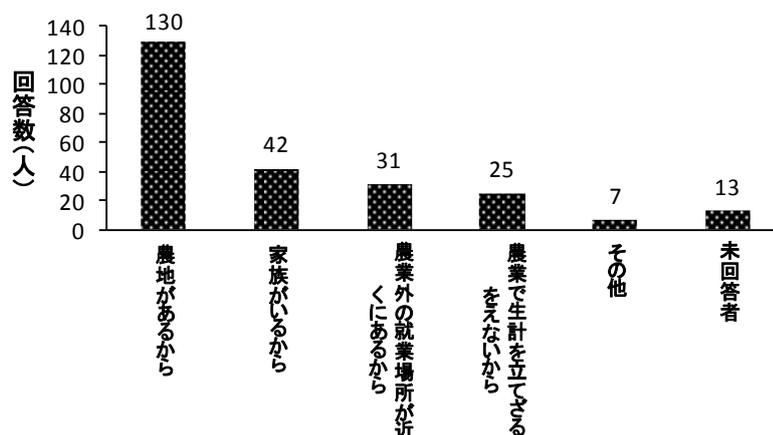
2 壊滅的ダメージを受ければ、1/4が「農業に見切りつけ村から転出」を懸念

「農業に見切りをつけ、他地区に転出」は24% ……そのうち、村は崩壊するかもが11%
一方、「農業をやめても、農村に残る」、「現状と変わらない」が合わせて67%



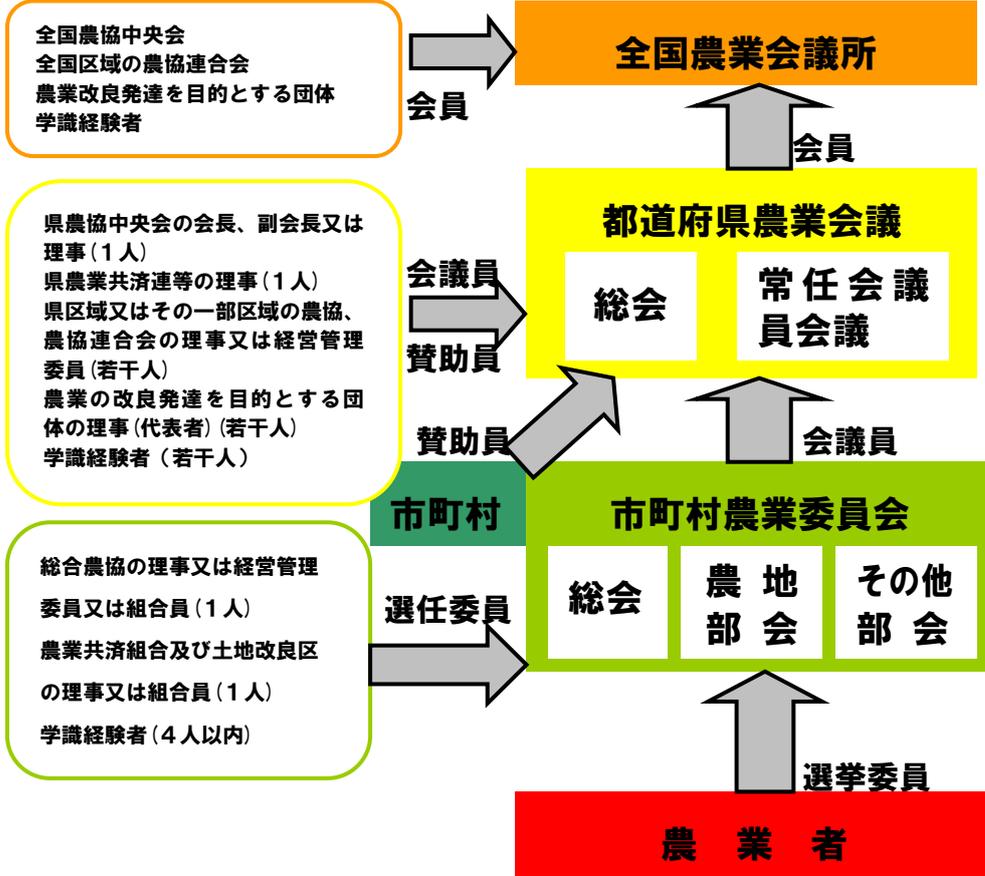
3 ダメージを受けても農村に残るのは、「農地があるから」が一番の理由

1位は「農地があるから」で130人(52%)、続いて「家族がいるから」が42人(17%)など



農業委員会系統組織の体系

【 構成 】



【 業務 】

- 意見の公表、行政庁への建議、諮問に応ずる答申 (Disclosure of opinions, recommendations to administrative agencies, responses to inquiries)
 - 都道府県農業会議の業務に対する指導・連絡 (Guidance and contact regarding the business of the prefectural agricultural conference)
 - 情報提供、調査及び研究等 (Information provision, investigation and research, etc.)
- (法令業務) (Legal Business)
- 農地法に基づく県知事の農地転用許可に当たっての意見具申等 (Opinion submission, etc., regarding the prefectural governor's approval of agricultural land conversion based on the Agricultural Land Act)
- (振興業務) (Promotion Business)
- 意見の公表、行政庁への建議、諮問に應ずる答申 (Disclosure of opinions, recommendations to administrative agencies, responses to inquiries)
 - 情報提供、調査及び研究等 (Information provision, investigation and research, etc.)
 - 農業委員会への助言・協力 (Advice and cooperation to agricultural committees)
- (法令業務) (Legal Business)
- 農地法に基づく農地の権利移動の許可、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定等 (Approval of agricultural land rights transfer based on the Agricultural Land Act, determination of agricultural land utilization concentration plans based on the Agricultural Management Base Strengthening Promotion Act, etc.)
- (振興業務) (Promotion Business)
- 農地等の農業上の利用の確保 (Ensuring the use of agricultural land for agriculture)
 - 農地等の利用の集積、効率的な利用の促進 (Promotion of concentration and efficient use of agricultural land)
 - 法人化、農業経営の合理化 (Incorporation, rationalization of agricultural management)
 - 調査及び研究、情報提供等 (Investigation and research, information provision, etc.)

鳥取県農業会議会議員名簿 (平成24年5月1日現在)

第1号会議員

番	所 属	会 長 名	役 職 名
1	鳥取市農業委員会	吉田 宏	監査委員
2	米子市農業委員会	仲田 邦治	監査委員 理事
3	倉吉市農業委員会	山脇 優	監査委員
4	境港市農業委員会	藪内 明	会長
5	岩美町農業委員会	小谷 幸次	理事
6	八頭町農業委員会	谷口 與理幸	
7	若桜町農業委員会	平田 雅人	
8	智頭町農業委員会	小林 功	副会長 副会長
9	湯梨浜町農業委員会	長谷川 誠一	副会長
10	三朝町農業委員会	山本 雅之	理事
11	北栄町農業委員会	濱坂 良男	
12	琴浦町農業委員会	福田 昌治	副会長
13	南部町農業委員会	恩田 一秀	
14	伯耆町農業委員会	谷口 輝雄	
15	日吉津村農業委員会	立脇 賢二	
16	大山町農業委員会	船田 愛治	
17	日南町農業委員会	山本 安正	
18	日野町農業委員会	長住 武美	
19	江府町農業委員会	川上 博久	

* 鳥取県農業委員会会長協議会 役員

第2号会議員

20	鳥取県農業協同組合中央会	高見 俊雄	
----	--------------	-------	--

第3号会議員

21	鳥取県農業共済組合連合会	北村 凱男	
----	--------------	-------	--

第4号会議員

22	鳥取県信用農業協同組合連合会	高見 俊雄	
----	----------------	-------	--

第5号会議員

23	鳥取県土地改良事業団体連合会	松嶋 晃生	
24	鳥取県農業農村担い手育成機構	上場 重俊	

第6号会議員

25	鳥取県議会	小谷 茂	
26	鳥取県町村会	松本 昭夫	
27	鳥取大学 (農学部)	松村 一善	
28	鳥取県市長会	山根 健介	
29	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	高見 俊雄	
30	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	山田 晋爾	
31	全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部	永岡 幸光	
32	鳥取県農業会議	川上 一郎	会 長

鳥取県の風土 ～農地・農業ポテンシャルの開花(潜在力・可能性)～

地形

中 国地方の最高峰・大山(西部)、氷ノ山、扇ノ山(東部)等の急峻な傾斜地帯が広がり、二十世紀梨などの産地基盤を形成

田・畑

三 大河川、①千代川②天神川③日野川の
海 下流を中心に平野が開ける。概して規模は小さい
 岸線には、砂丘が東部、中部、西部地帯に分布し、
 主に砂地の特性を活かした土中に実る特産を産出

砂畑

気候

日 本海側の山陰型気候。冬は雪・曇りが多いが、春と秋は「さつき晴れ・秋晴れ」の日照量と日本海からの冷たい風による「昼夜温度較差」を活かした半促成栽培型技術を確立

圏域

近 畿経済圏。京阪神までの時間的距離が短縮され、戦後、早くから都市近郊型農業をめざし、揺るがない供給産地を形成



象徴

シ ンボル花木は、水と緑とすばらしい景観特性をもち、
 農業とは無関係ではない

シンボル鳥取県の

花

【二十世紀梨】



日本で栽培されているナシは野生のヤマナシを改良育成したもの(バラ科ナシ属)鳥取県の産業・生活などとの関係が深く、県民に広く愛され親しまれている花として昭和29年に選定された。

鳥取県の

木

【ダイセンキャラボク】

キャラボクはイチイの変種(イチイ科イチイ属)大山の山頂部にはキャラボクの大群落があり、このキャラボクは「ダイセンキャラボク純林」として国の天然記念物に指定されている。



【農業会議】

住 所 〒680-8570

鳥取市東町1丁目271番地 鳥取県庁第2庁舎(8階)

電 話 0857(26)8371~3(直)

F A X 0857(29)4867

E-mail 31kaigi@nca.or.jp